第 3 次庄原市環境基本計画（案）

2021 年 3 月

庄原市

目　次

第１章　計画の基本的事項 …… 1
１．計画策定の背景 …… 1
２．計画の目的 …… 2
３．計画の位置づけ …… 3
４．計画の期間 …… 4
５．計画の対象 …… 4
第２章　環境の現況と課題 …… 5
１．庄原市の概況 …… 5
２．庄原市の環境の現況 …… 15
３．２次計画の検証と市民のニーズ …… 25
４．施策の検証とアンケートから見えてきた方向性 …… 40
第３章　環境像と基本目標 …… 41
１．目指すべき環境像 …… 41
２．基本目標 …… 42
３．施策の体系 …… 43
第４章　環境づくりの取り組み …… 44
【自然環境】
基本目標Ⅰ　里山と暮らすまちづくり …… 44
（１）農地の保全 …… 44
（２）地域資源の活用 …… 45
（３）生物多様性の保全 …… 48
（４）景観の保全と創造 …… 50
【生活環境】
基本目標Ⅱ　安全・安心、快適なまちづくり …… 52
（１）大気環境の保全 …… 52
（２）水環境の保全 …… 54
（３）マナー・モラルの向上 …… 56

【地球環境】
基本目標Ⅲ　地球にやさしい循環型のまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
（１）省エネルギーの推進 ・・・ 58
（２）３Ｒの推進 ・・・ 63
（３）その他地球環境の保全 ・・・ 67
【環境教育・環境学習、環境保全活動】
基本目標Ⅳ　地域で取り組む環境づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
（１）環境教育・環境学習の推進 ・・ 68
（２）環境保全活動の推進 ・・・ 70
第５章　計画の推進 ・・・ 72
１．計画の推進体制 ・・・ 72
２．計画の進行管理 ・・・ 73
３．目標指標一覧 ・・ 74

第１章　計画の基本的事項

１．計画策定の背景

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を続けてきた社会経済システムは、多くの人々の生活を豊かにしました。一方で、大気や水の汚染、地球温暖化の進行、生物多様性の喪失など、地球規模の環境問題が顕在化しています。

環境問題は、私たちの日常生活や事業活動による影響が積み重なったものであり、解決には、ライフスタイルを根本から見直し、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素排出量の削減、省資源、3R（ごみを減らす「リデュース（Reduce）」、繰返し使う「リユース（Reuse）」、資源として再利用する「リサイクル（Recycle）」）の推進等による低炭素社会及び循環型社会を構築していくことが必要となっています。

国際社会では、「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」で、「パリ協定」が採択され、2015 年 9 月の国連総会においては、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals ：SDGs）」に代表される「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

また、国内では、地球温暖化対策について、2016 年 5 月に温室効果ガスの削減目標等を含む「地球温暖化対策計画」、2018 年 6 月に「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」、2018 年 7 月に「第 5 次エネルギー基本計画」が策定されました。現在、国は、2050 年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた各種検討をはじめています。さらに、「環境基本法第 15 条」に基づく、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める「第五次環境基本計画」が 2018 年 4 月に策定されています。

このような社会情勢のなか、中国山地の豊かな自然環境に恵まれた本市においては、バイオマス活用など地域資源の有効活用や循環利用に向け、様々な取り組みを進めてきました。しかし、過疎化や高齢化、担い手不足などにより、地域の生活基盤を取り巻く環境の悪化が懸念される状況となっています。

そのため、私たちの子や孫、さらにその子孫が健やかな生活を送ることができる未来にするため、これらの問題の解決、里山の保全と再生、将来に向けたより良い環境の創造を進めて行くことが求められています。

このような本市の取り組むべき課題や地球温暖化など地球規模の環境問題に対応するとともに、次代へ引き継ぐ環境づくりを推進するため、2016 年3月に策定した「第 2 次庄原市環境基本計画（以下「2 次計画」という。）」の終了に合わせて必要な見直しを行い、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を含む「第 3 次庄原市環境基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

２．計画の目的

本計画は、「庄原市環境基本条例」の基本理念に基づき、市民・事業者・市のすべての主体が共通の目標に向かって相互に補完し、協力し合うことにより、本市の良好な環境の保全及び創造、地球環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

庄原市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

第３条　環境の保全と創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、その環境が将来にわたって良好に維持されることを目的として行わなければならない。

２　環境の保全と創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済を持続的に発展することができる循環型社会が構築されることを目的に、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

３　地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての者が健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

３．計画の位置づけ

国では、「環境基本法（1993 年 11 月施行）」に基づいて、「環境の保全に関する基本的な計画」（以下「環境基本計画」という。）を定めています。国の環境基本計画は、社会情勢の変化に対応するため５年程度を目途に見直しが行われています。1994 年 12 月に閣議決定された第一次計画から、現在は、2018 年４月に閣議決定された「第五次環境基本計画」となっています。

「第五次環境基本計画」では、「SDGs」の考え方を活用して環境・経済・社会の統合的向上に取り組むことをはじめ、経済や社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげるとしています。

また、各地域が資源を持続可能な形で最大限に活用の上、特性を強みとして発揮する「地域循環共生圏」を創出するとしています。さらに、そうした地域の特性に応じ、資源を補完し支え合う取り組みを進め、幅広い関係者と連携を図っていくとしています。

広島県においては、「広島県環境基本条例（1995 年３月施行）」に基づき、1997 年３月に環境基本計画が策定され、現在は、2016 年３月に策定された「第４次広島県環境基本計画」となっています。

本計画は、国や広島県の環境基本計画などと補完・連携し、2016 年３月に策定された「第２期庄原市長期総合計画」の将来像の具現化に向け、環境の分野における方針や施策を示し、取り組みの推進を図る計画であり、本市環境施策の根幹となる計画として位置づけ、「庄原市環境基本条例（2006 年９月施行）」に基づき策定します。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第３項に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を内包するものです。

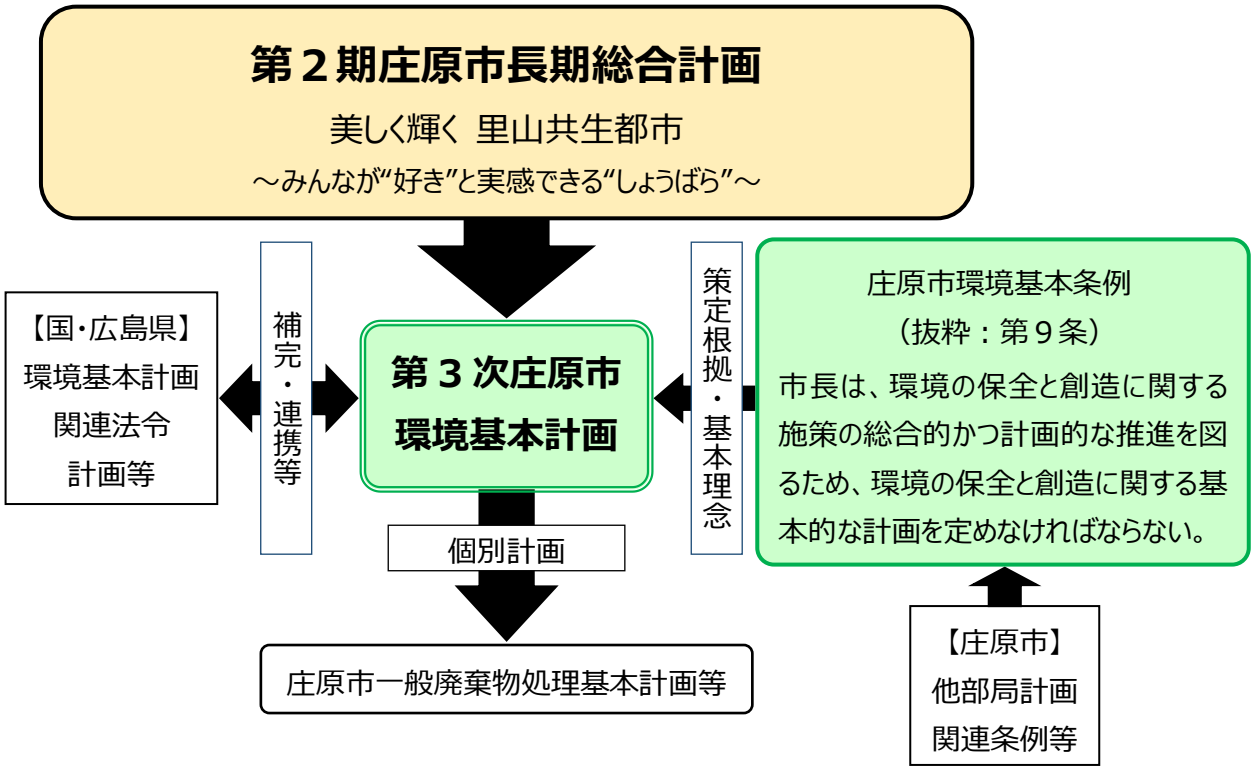

４．計画の期間

本計画は、目標年度を 2025 年度とし、計画期間は 2021 年度からの５年間とします。施策の進捗状況は毎年確認するとともに、社会情勢や環境の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

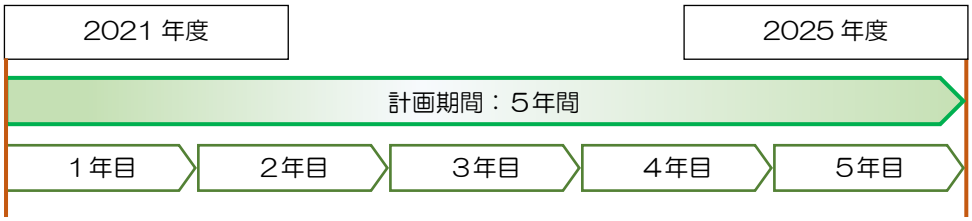

５．計画の対象

（１）対象地域

本計画は、庄原市全域をその対象地域とします。また、大気、水、地球規模の環境問題など、近隣市町や下流域など市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、広域的な取り組みを必要とする施策については、国及び広島県や他の地方公共団体等と連携して推進に努めます。

（２）対象とする環境要素

「本計画で対象とする環境範囲は、動植物や自然とのふれあい等に関する内容を含む自然環境、公害等に関する内容を含む生活環境、地球温暖化や廃棄物等に関する内容を含む地球環境、環境教育・学習及び環境保全活動等に関する内容を含む環境教育・環境学習・環境保全活動の横断的な分野に区分され、以下の環境範囲を対象とします。

ただし、対象とする環境範囲については、限定的なものではなく、新たな項目を立てる必要が生じた場合には適宜、視点の見直しを行っていきます。

環境分野	対象とする環境要素
自然環境	農地、森林、自然資源、生物多様性、景観　　など
生活環境	大気、水、騒音、振動、悪臭、有害化学物質、マナー・モラル　　など
地球環境	地球温暖化、低炭素社会、再生可能エネルギー、省資源、省エネルギー、地域資源、廃棄物、3R　　など
環境教育・環境学習・環境保全活動	環境教育・環境学習、環境保全活動　　など

第２章　環境の現況と課題

１．庄原市の概況

（１）地勢

本市は、広島県の北東部、中国地方のほぼ中央に位置し、東は岡山県、北は島根県・鳥取県に隣接する“県境のまち”です。中国山地の山々に囲まれた河川沿いに広がる盆地や流域の平坦地に、複数の市街地と大小の集落を形成しています。

東西約 53km、南北約 42km のおおむね四角形で、面積は 1,246.49km^2。広島県の約 14%を占めています。

中国山地の山々に囲まれ、標高 150m～200mの盆地をはじめ、全般的に緩やかな起伏の台地を形成していますが、北部の県境周辺部は、県内有数を誇る 1,200m級の高峰と森林に囲まれ、この地の沢を源流とした河川は江の川水系と高梁川水系に分岐し、それぞれ日本海、瀬戸内海に注いでいます。

こうした地理的環境は、水と緑に恵まれ四季の変化に富んだ豊かな自然環境をつくり、中山間地域ならではの心やすらぐ里山を生み出しています。

本市の道路網は、中国縦貫自動車道の２つのインターチェンジ（庄原 IC、東城 IC）と中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）の ２ つのインターチェンジ（口和 IC、高野 IC）を中心として、東西と南北に国道 4 路線、県道 44 路線が整備され、市内の各地域を結んでいるほか、市道や農道・林道が生活道路として利用されています。

本市の位置図

（2）気象

本市は、広大な区域面積や中国山地に囲まれた地理的状況から、北部と南部では気象条件が異なり、特に気温、降水量、積雪量の多寡などにおいて違いがあります。

気温の平年値 ※は、庄原観測所（庄原市東本町）で 12.4℃、高野観測所（高野町新市）で 10.6℃です。降水量の平年値は、庄原で 1,467mm、高野で 1,911mm です。1979 年から 2014 年までの年平均気温は、上昇傾向が見られます。過去 30 年間の最高気温は庄原で 37.1℃（2004 年）、最低気温は高野で-18.5℃（1991 年）です。

近年、全国的に地球温暖化に起因する気候変動による集中豪雨等が多発しており、本市においても 2018 年に発生した集中豪雨は地域に大きな被害をもたらしました。

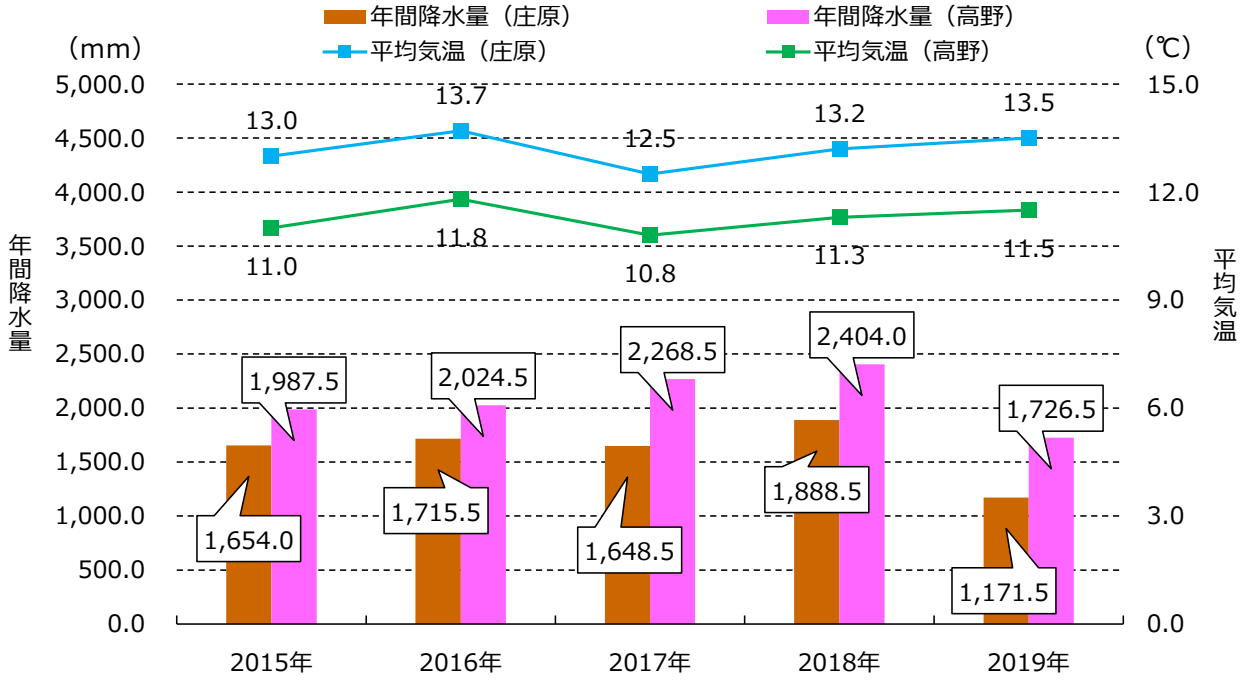

年間降水量と平均気温の推移　　資料：気象庁

［注］：平均気温（高野）の 2010 年は観測期間に一部、欠測あり。

※：平年値は、1981 年～2010 年の 30 年間の観測値の平均をもとに算出。

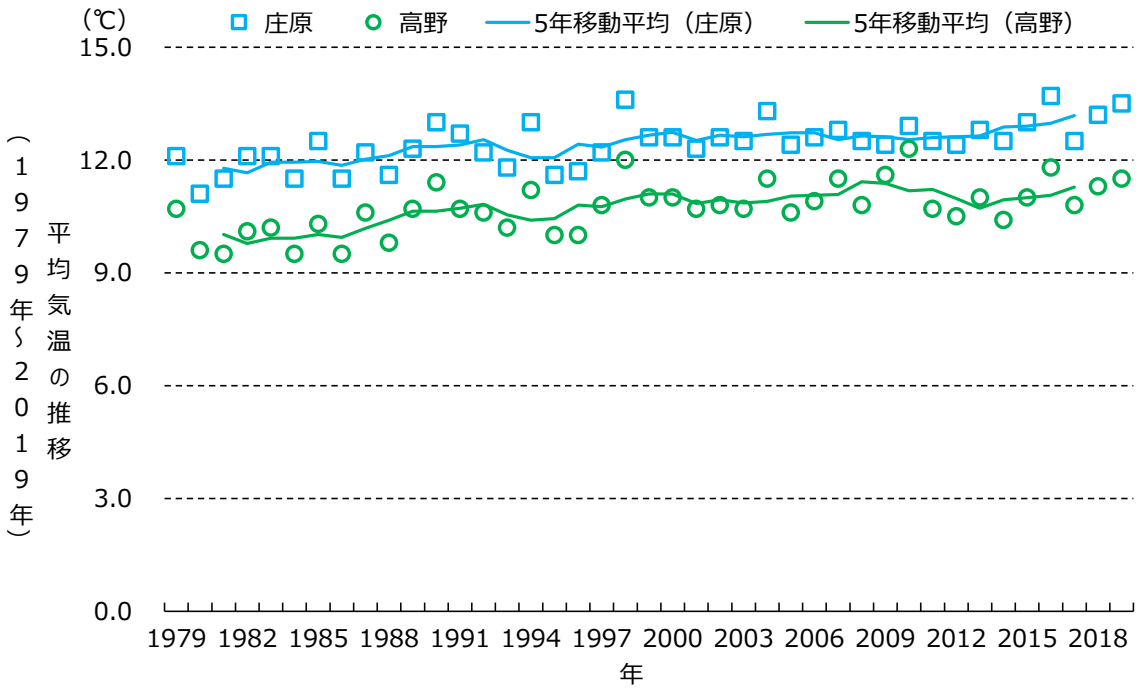

平均気温の推移（1979 年～2019 年）　　資料：気象庁

［注］：平均気温（高野）1997 年、2009 年、2010 年は観測期間の一部に欠測あり。

（3）人口・世帯数

本市の人口は、減少傾向が続いています。2000 年からの 20 年間で 11,119 人減少しており、2020 年の人口は、1995 年比で 75.7%となっています。また、世帯数も減少傾向にあります。

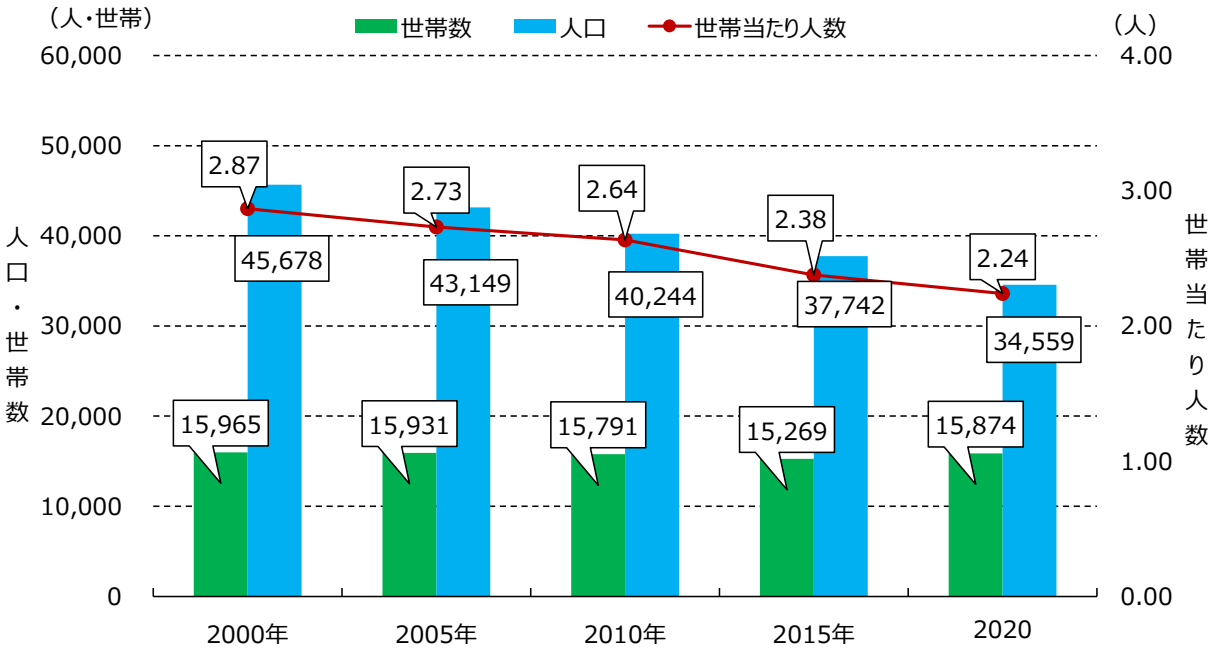

人口・世帯数・世帯当たり人数の推移　　資料：国勢調査・住民基本台帳

［注］：2000 年～2010 年の値は国勢調査。2015 年、2020 年は住民基本台帳の値。（2015 年は 10 月 1 日時点。2020 年は 3 月 31 日時点。）

年齢３区分構成比の推移を見ると、市内における高齢化・少子化が進行しており、2020年３月31日時点の総人口に占める高齢者の割合は40%を超えています。

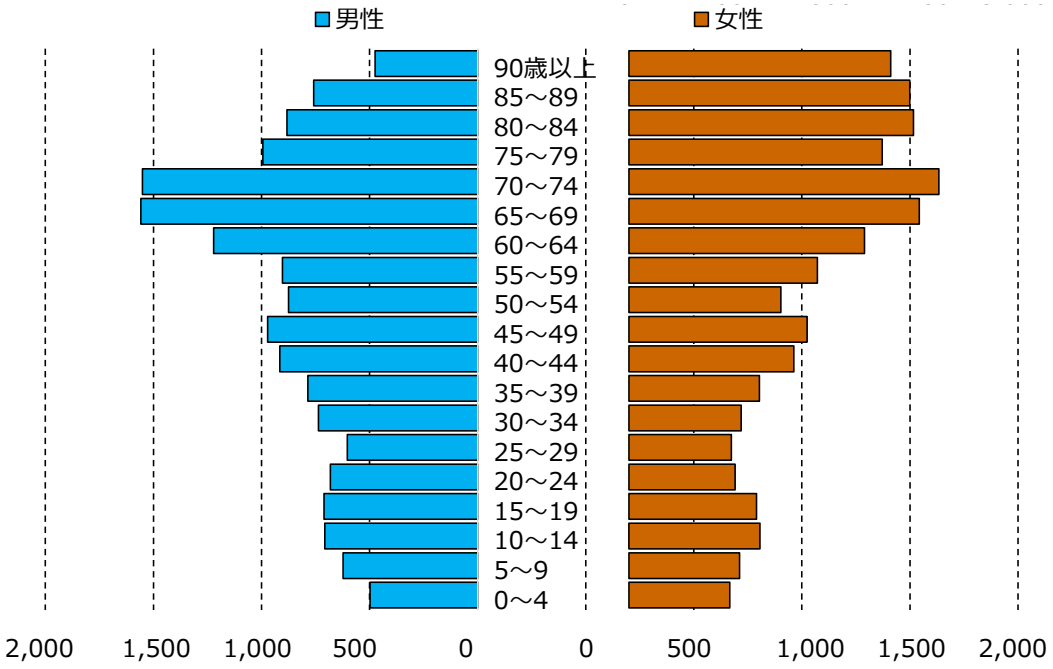

2020年人口ピラミッド　　資料：住民基本台帳（2020年３月31日時点）

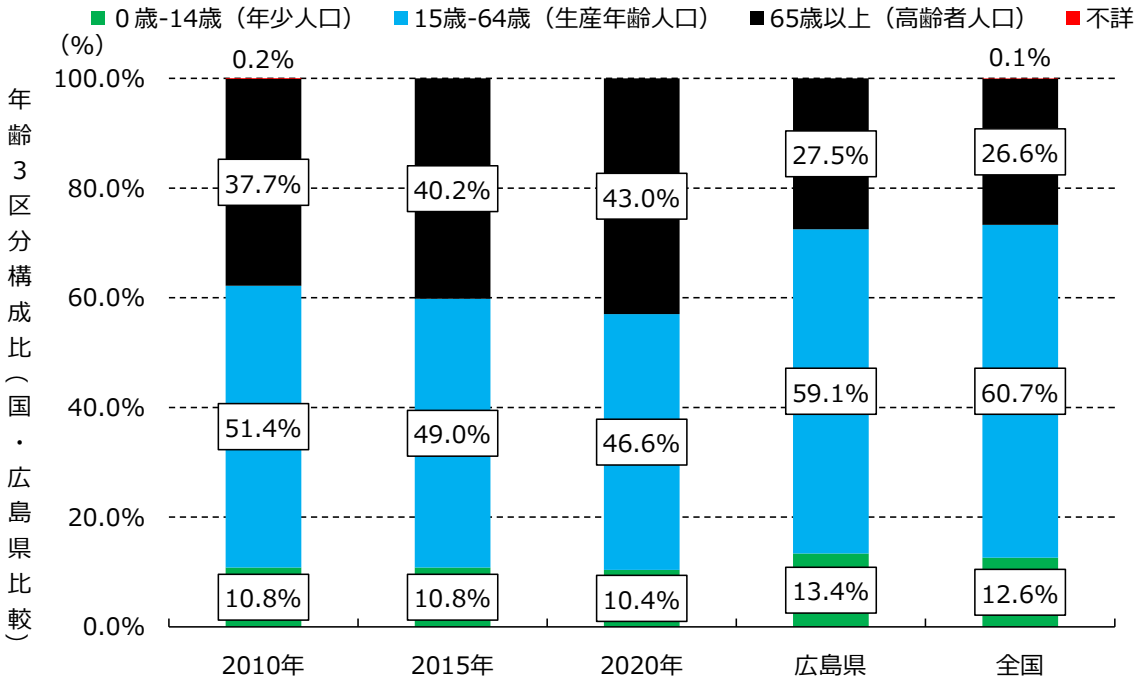

年齢３区分構成比の推移（国・広島県との比較）　　資料：国勢調査・住民基本台帳

［注１］：2010年は国勢調査、2015年・2020年の値は庄原市住民基本台帳の値。（2015年は10月１日時点。2020年は３月31日時点。）

［注２］：広島県・全国の値は2015年の国勢調査の値。

（4）公共交通

●JR 芸備線

2018 年の 1 年間における JR 芸備線の市内での乗車人数は、58,404 人となっており、2014 年よりも 3,099 人増加しています。内訳では、備後庄原駅を利用する人が最も多くなっています。

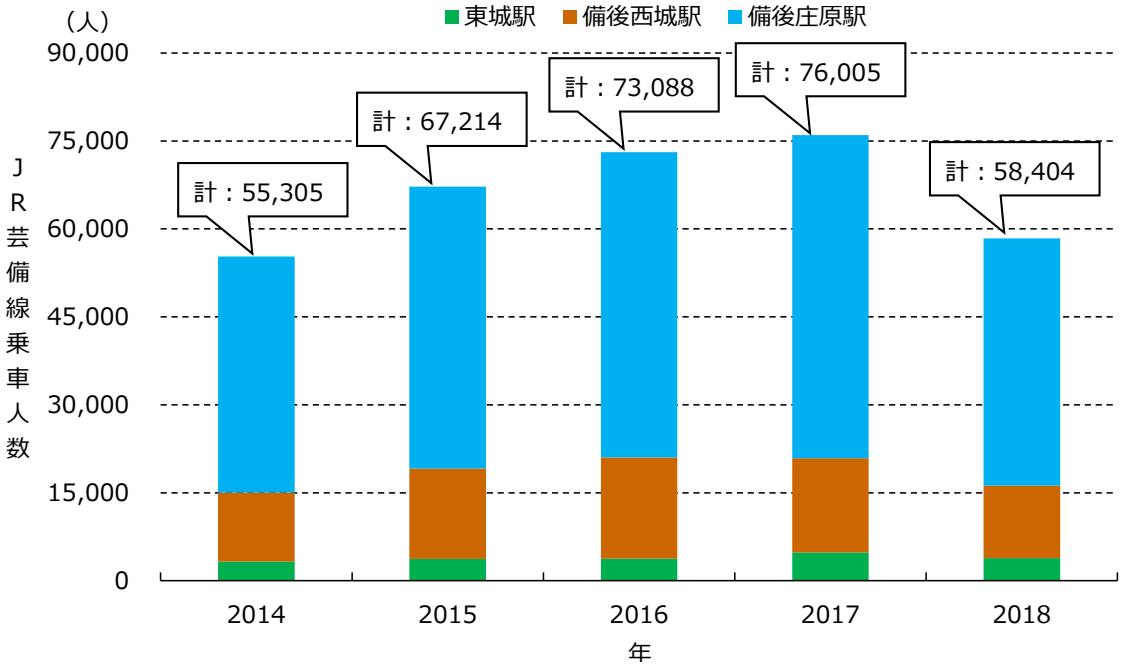

JR 芸備線の乗車人数の推移　　資料：庄原市市民生活課調べ

［注］：2018 年度の利用者数の減少については、災害により、芸備線が長期運休したため。

●市営バス利用者数・系統数

2019 年の 1 年間における市営バスの利用者数は、20,284 人となっており、2014 年よりも 9,568 人減少しています。

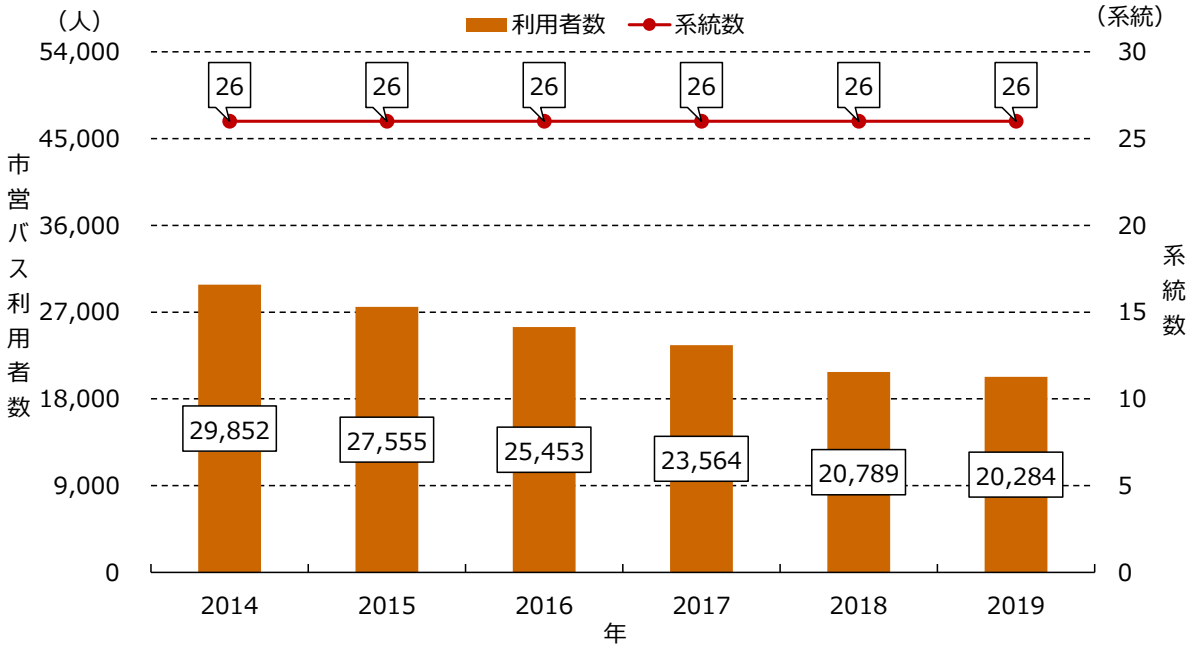

市営バス利用者数・系統数の推移　　資料：庄原市市民生活課調べ

●森林面積

2019 年の森林面積は、1,049.27km²であり、本市域（1,246.49km²）の 84.2%を占めています。2014 年比では約 0.06km²増加していますが、市域に占める比率は、84.2%と変動はなく、大規模な開発もない豊かな森林資源に恵まれています。

2014 年森林面積　　単位：km²

総数	民有林							国有林
	総数	人工林		天然林		竹林	無立木地	
		針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹			
1,049.21	979.61	426.68	9.60	75.67	442.77	2.14	20.83	69.60

2019 年森林面積　　単位：km²

総数	民有林							国有林
	総数	人工林		天然林		竹林	無立木地	
		針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹			
1,049.27	979.42	428.15	9.66	75.57	441.48	2.14	20.50	69.85

［注 1］：民有林については、地方公共団体所有の山林を含む。

［注 2］：無立木地は、伐採跡地及び未立木地である。

資料：広島県林務関係行政資料

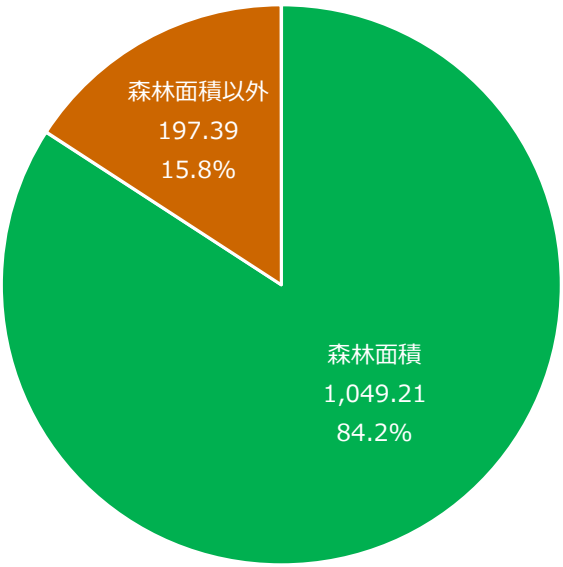

2014年森林面積

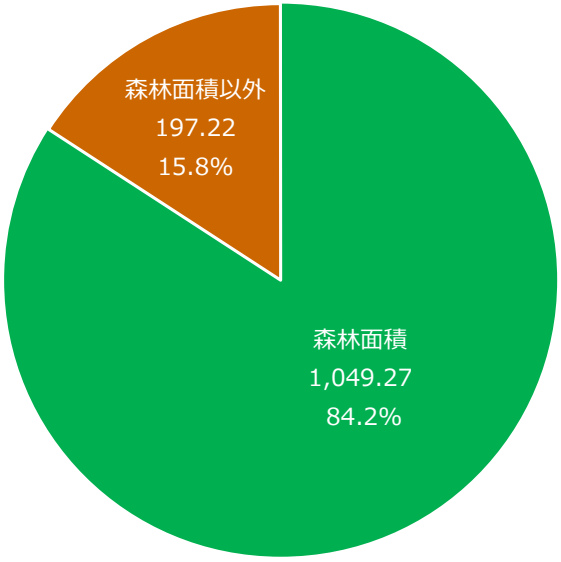

2019年森林面積

資料：広島県林務関係行政資料

●土地利用状況

本市の固定資産税の課税対象となる「評価総地積」においても、地目別の比率に 2014 年度と 2019 年度に大きな変化は見られません。

評価総地積

地目	地積（km^2）		割合（%）	
	2014 年度	2019 年度	2014 年度	2019 年度
田	64.87	63.94	14.8	14.8
畑	11.60	11.26	2.7	2.6
宅地	10.64	10.78	2.4	2.5
山林	331.51	327.06	75.8	75.7
雑種地	4.75	5.13	1.1	1.2
その他	13.71	13.82	3.1	3.2
計	437.08	431.99	100.0	100.0

資料：庄原市税務課調べ

（５）産業構造

●産業別人口

産業別就業者比率は、過去 40 年間で見ると大きく変動しています。

第１次産業が 1980 年から 2010 年までに大きく減少しています。第２次産業は、1990 年に 30%を占めましたが、その後、約 10 ポイント減少しています。第３次産業は、増加傾向が継続しています。

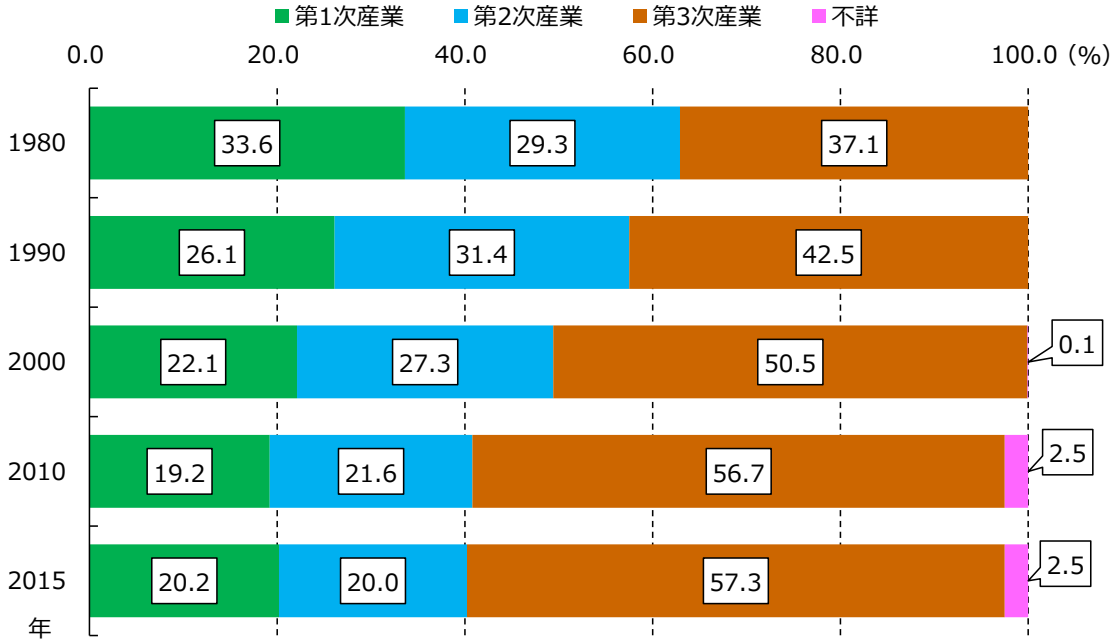

産業別就業者比率の推移　　資料：国勢調査

●農業

本市の農業は、古くから基幹産業として受け継がれており、米・野菜・花き・果樹などの農作物、和牛・乳牛・豚・鶏の飼養など、多種多様な内容で構成されています。

総農家数は減少の一途をたどっていますが、広島県内の他地域に比べ緩やかであり、その結果、本市の農家数が広島県全体に占める割合が高まっています。

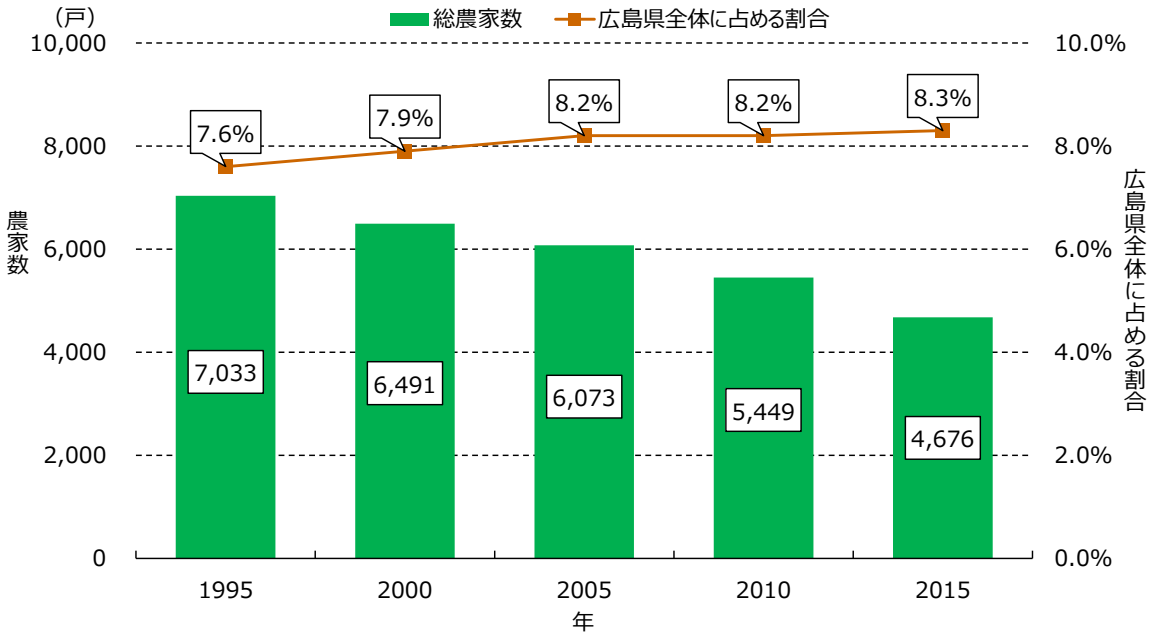

農家数と広島県全体に占める割合の推移　　資料：農林業センサス

●林業

本市の林業は、木材・林産物の生産を中心に、薪の利用やきのこの採取など、集落生活に密着した循環型の資源利用が行われてきました。

一方で、1950 年代から 1960 年代を中心に植樹されたスギやヒノキの人工林が主伐時期を迎えていますが、1970 年代半ばからの長期的な木材価格の低迷により、木材生産量の低下が続いています。

また、森林を保有している林家数も減少を続け、1990 年から 2015 年までの 25 年間で 25.5%減少しています。

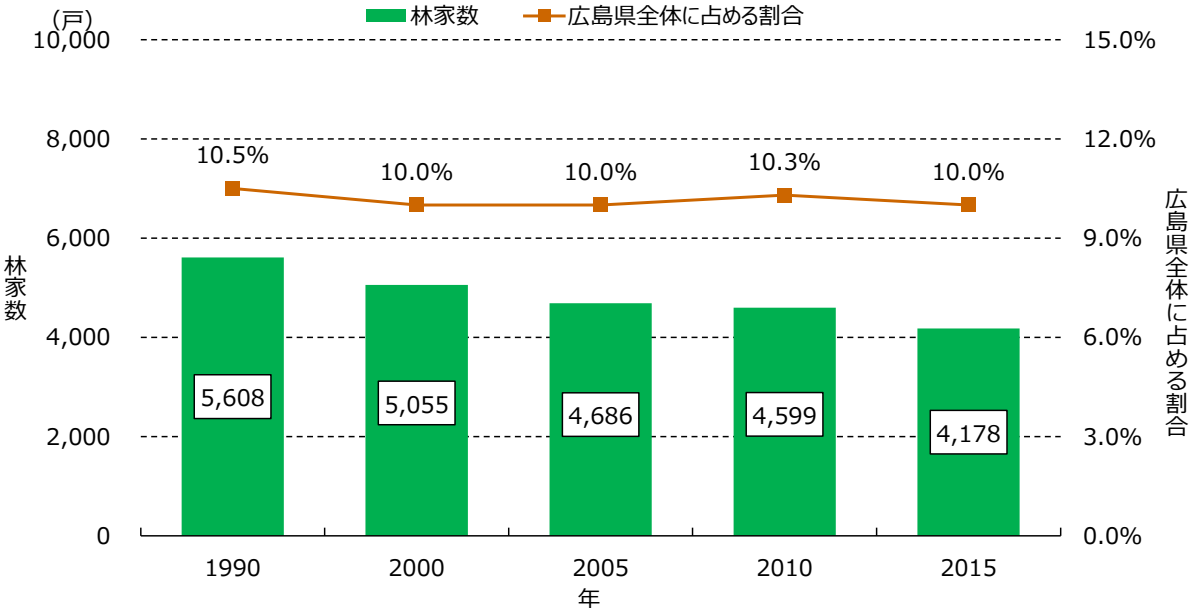

林家数と広島県全体に占める割合の推移　　資料：農林業センサス

●商業

本市の商業は、郊外大型店や大手チェーン店などの台頭、高速交通網の充実に伴う大都市商圏への消費者流出、人口減少による消費低迷等が影響し、商店数（事業所数）は、2004 年から 2016 年までの 12 年間で 241 店（31.2%）減少し、年間商品販売額も約 36.5 億円（7.4%）の減少となっています。

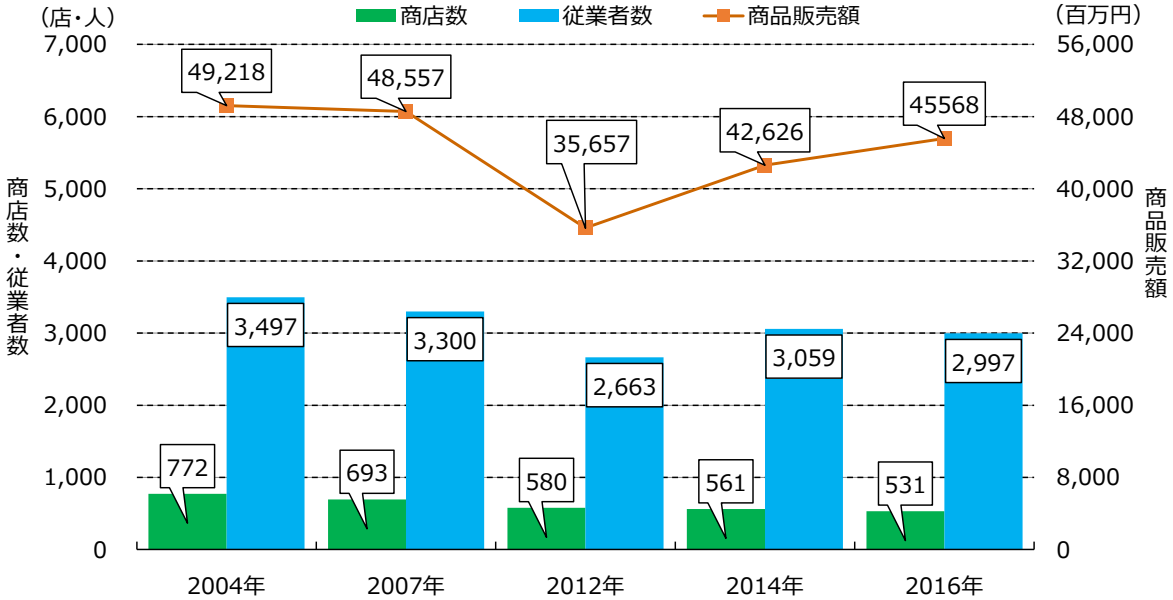

商業の推移　　資料：商業統計調査・経済センサス

●鉱工業

本市の工業は、機械器具、窯業、電子部品、食料品をはじめとする製造業や建設業が中心となっています。

事業所数は、2018 年で 74 事業所となり、2013 年と比較して約 11%減少しています。製造品出荷額は近年増加傾向で推移しており、2018 年の出荷額は約 522 億円で、2017 年から約 22 億円増加しています。

本市の鉱業は、ろう石、カオリナイト、炭酸カルシウムに代表される白色鉱物を中心にしており、その産出は全国有数となっています。

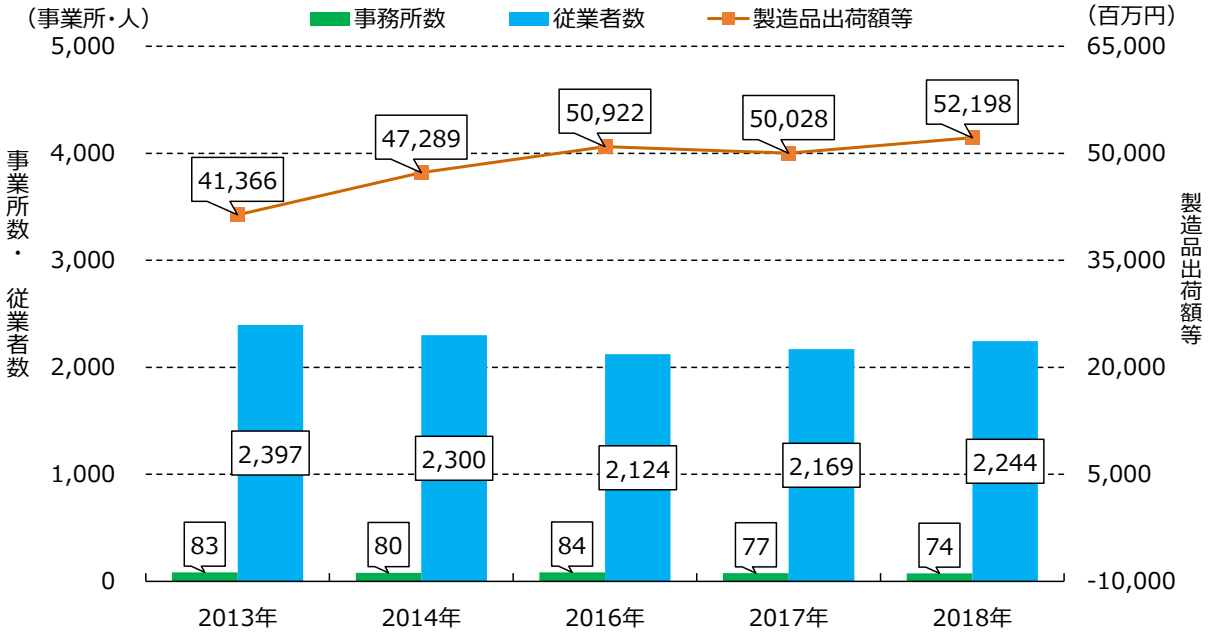

鉱工業の推移　　資料：工業統計調査・経済センサス

２．庄原市の環境の現況

（１）生活環境

●大気環境

本市には大気の測定局はありません。備北地域において最寄りの測定局は、三次市にあり、その結果は環境基準に適合しています。

光化学オキシダントは、全国的には増加傾向にあります。また、微小粒子状物質（PM2.5）の増加も問題となっています。これらは、国内ばかりではなく他国からの飛来物質の影響があると考えられます。

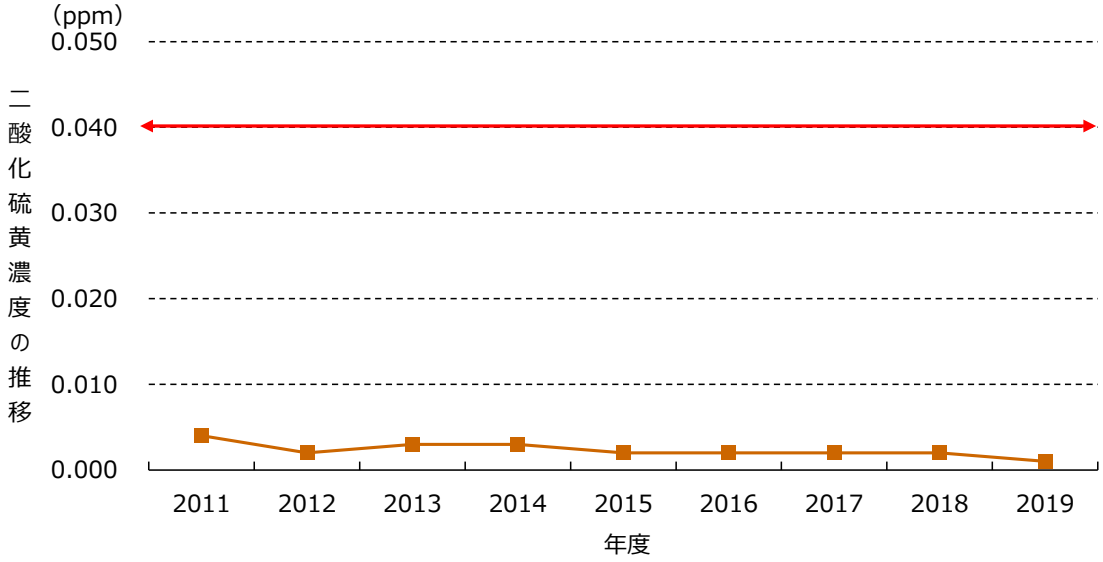

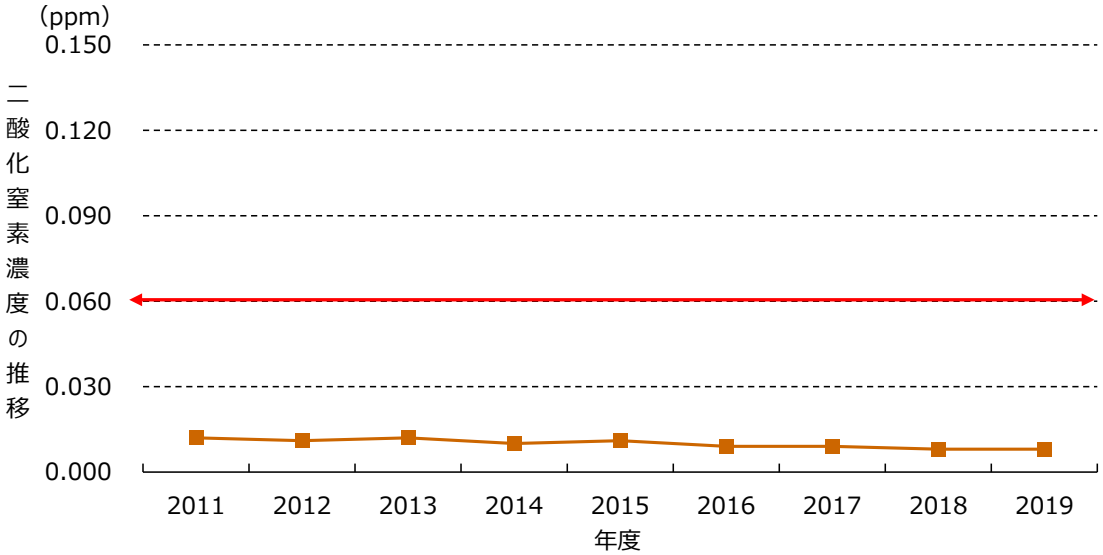

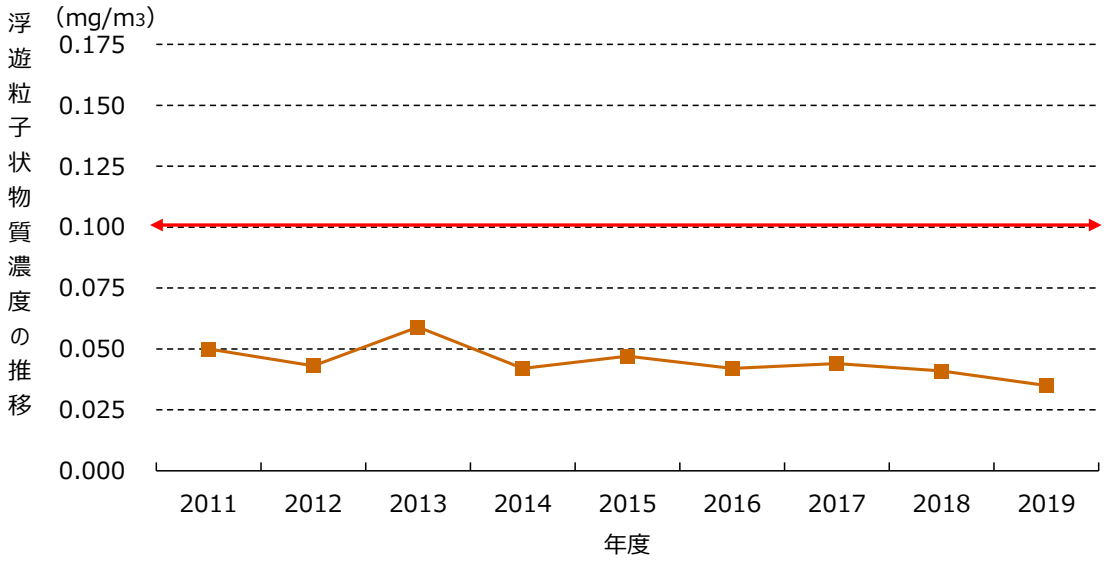
浮遊粒子状物質濃度の推移
(mg/m3)
0.175
0.150
0.125
0.100
0.075
0.050
0.025
0.000
2011
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
年度

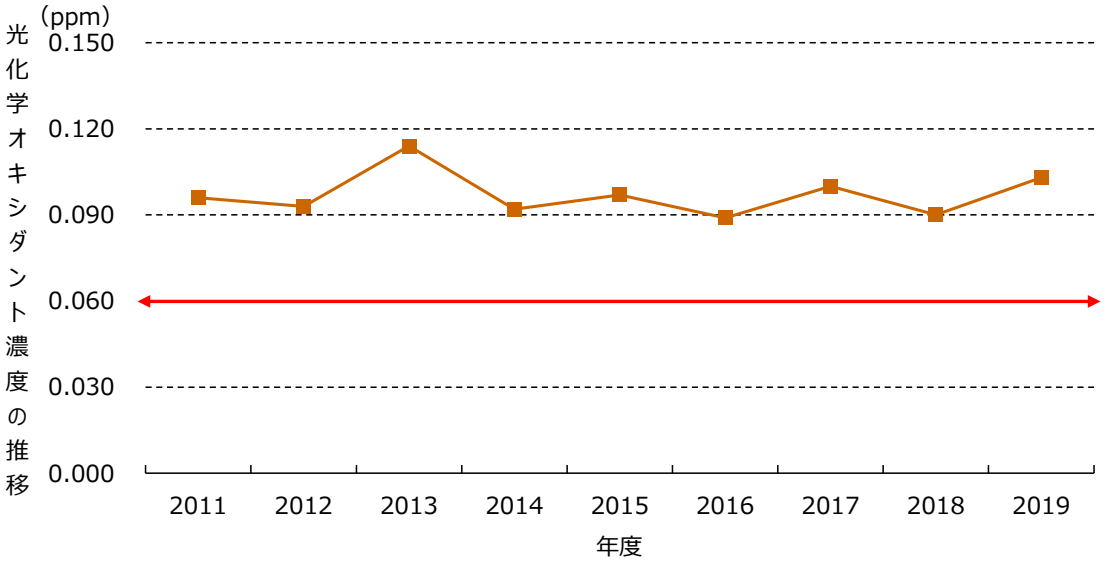
光化学オキシダント濃度の推移
(ppm)
0.150
0.120
0.090
0.060
0.030
0.000
2011
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
年度

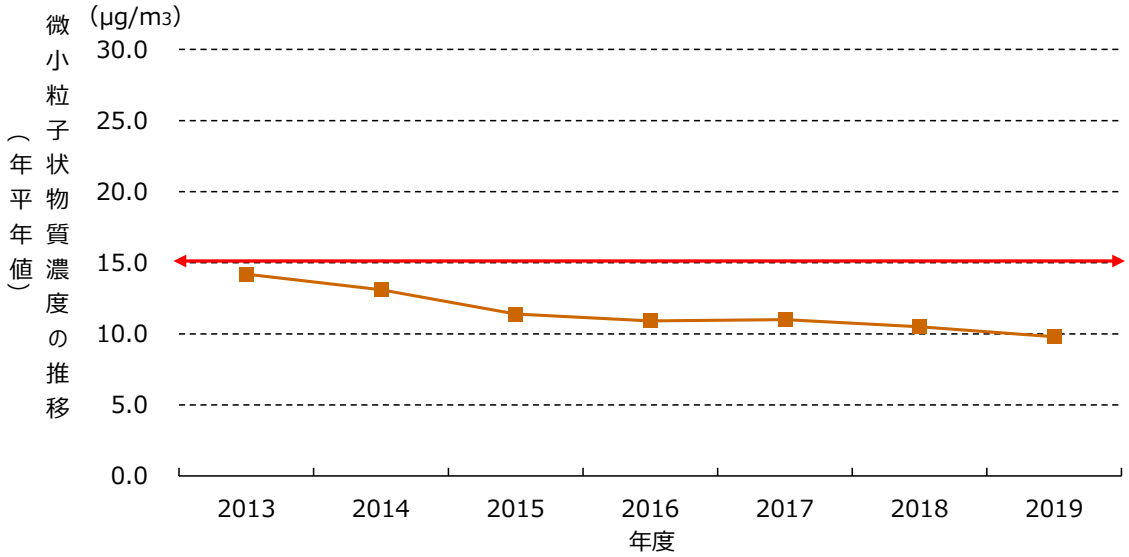
微小粒子状物質濃度の推移
（年平年値）
(μg/m3)
30.0
25.0
20.0
15.0
10.0
5.0
0.0
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
年度

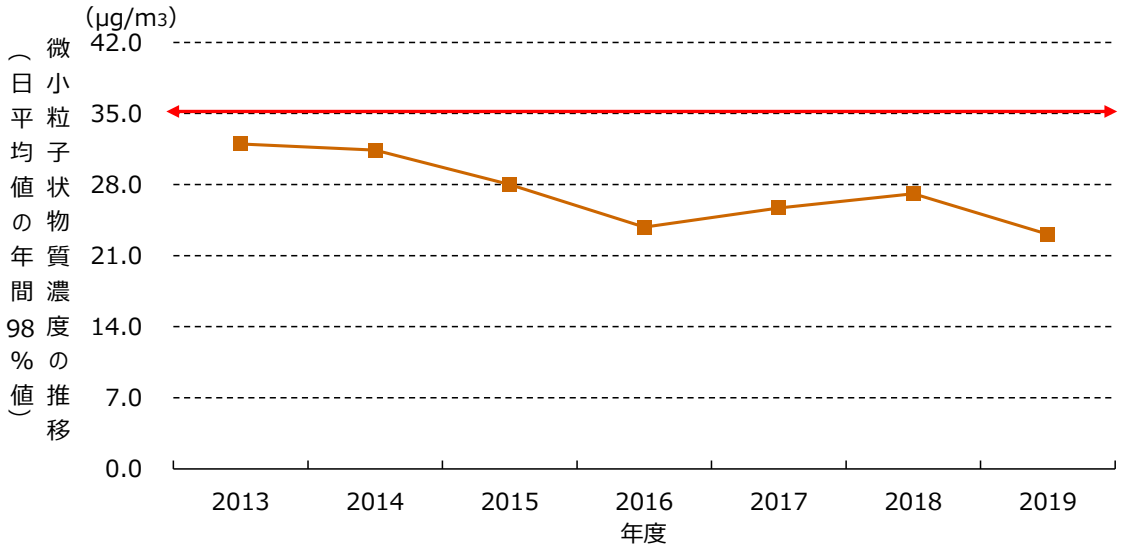

資料：広島県大気汚染常時監視結果（年度平均値）三次市十日市町（旧三次林業技術センター）測定局

●水環境

本市に関連する河川５地点で水質が測定されています。全地点とも年間を通してBOD の環境基準（2mg/L 以下）を満たしており、本市は、良好な水質を持つ河川に恵まれているといえます。いずれの水系も水質基準類型のＡ類型に指定されています。

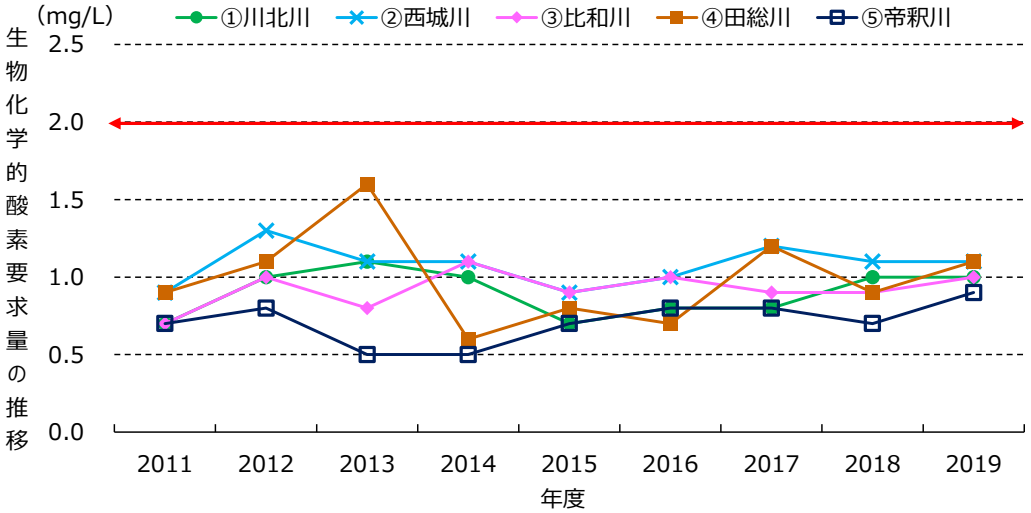

河川における生物化学的酸素要求量の推移　　資料：広島県公共用水域等の水質調査結果

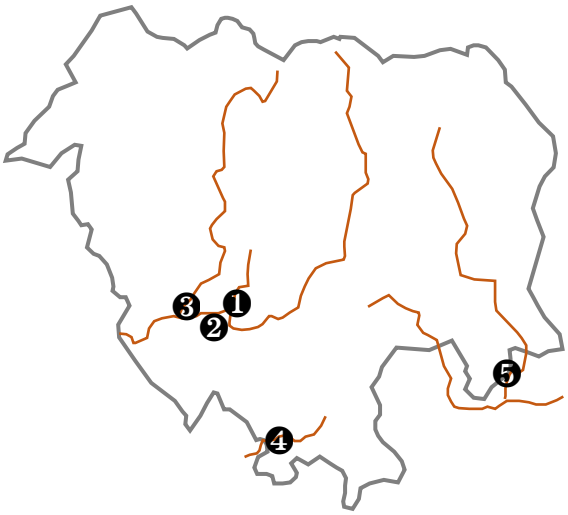

資料：広島県公共用水域測定地点配置図

●廃棄物

◆ごみの状況

本市の 2019 年度のごみの総排出量は 9,793ｔで、2014 年度と比較し、390ｔ減少し、市民一人一日当たりの排出量は 40ｇ増加しています。

2019 年度のリサイクル率は 40.2%で、全国平均 19.9%、広島県平均 20.6%を大きく上回っています。

本市では、資源ごみの再資源化とともに、可燃ごみは、焼却灰をセメント原料化及びごみ固形燃料化（RDF）し、再生利用を推進しています。

ごみの排出量とリサイクル量

年度	総排出量（ｔ/年）	計画収集人口（人）	一人一日当たり排出量（g/人･日）	リサイクル量（ｔ/年）	リサイクル率（%）
2014	10,183	37,902	736	4,277	42.0
2015	10,314	37,240	758	4,433	43.0
2016	9,929	36,608	743	4,030	40.6
2017	9,757	35,910	744	4,030	41.3
2018	10,261	35,241	797	4,073	41.3
2019	9,793	34,559	776	3,935	40.2

資料：庄原市環境政策課調べ

[注 1]：2018 年度の総排出量は、災害の発生により、他の年度と比較して一時的にごみの発生量が増加した。

[注 2]：リサイクル率には、ごみ固形燃料化（RDF）されたものを含む。

リサイクルプラザ

ごみ固形燃料化施設

備北クリーンセンター

備北クリーンセンターのごみピット

◆し尿等処理の状況

本市で発生するし尿等は、し尿処理施設で処理されています。公共下水道等の整備、合併浄化槽等の普及により、2019 年度の処理量は、2014 年度からし尿、浄化槽汚泥ともに減少し、処理量合計で 1,916kl/年の減少となっています。

し尿等処理量　　単位：kl/年

年度	し尿	浄化槽汚泥	合計
2014	6,667	11,801	18,468
2015	6,575	12,620	19,195
2016	6,452	12,113	18,565
2017	6,267	11,637	17,904
2018	5,985	10,450	16,435
2019	5,905	10,647	16,552

資料：庄原市環境政策課調べ

●騒音・振動・悪臭

本市では、現在のところ県内で実施されている自動車交通などに伴い発生する騒音・振動の調査地点はありません。また、市民からの苦情もないことから、騒音・振動による生活環境の悪化が著しい場所はないものと考えられます。

悪臭については、農作業による野焼きの苦情が寄せられることがありますが、本市では関係機関と連携し、原因者に対し風向きや作業時間などに配慮するようお願いするとともに、周辺の方々の理解も得るよう努めています。

●水資源

◆上水道等

2019 年度の水道の給水人口は 26,132 人で、給水普及率は 76%となっており、2014 年度から６ポイントの減少となっています。

給水人口及び普及率

年度	区分	給水人口（人）	普及率（%）
2014	上水	21,740	82
	簡水	6,021	53
2015	上水	21,730	83
	簡水	5,898	53
2016	上水	21,725	84
	簡水	5,692	53
2017	上水	26,746	74
2018	上水	26,444	75
2019	上水	26,132	76

［注］：2017 年度からは、上水道のみ。

資料：庄原市水道課〔簡易水道課〕調べ

◆下水道等

本市の下水道等の接続状況は、以下のとおりです。公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽の整備により、2019 年度の水洗化率は、66.8%で 2014 年度から 5.9 ポイントの増加となっています。

水洗化率の推移

年度	水洗化人口（人）				水洗化率（%）
	公共	農業	浄化槽	合計	
2014	12,295	4,451	6,331	23,077	60.9
2015	12,389	4,425	6,170	22,984	61.7
2016	12,415	4,401	6,244	23,060	63.0
2017	12,395	4,309	6,263	22,967	64.0
2018	12,421	4,306	6,346	23,073	65.5
2019	12,418	4,305	6,361	23,084	66.8

資料：庄原市下水道課〔簡易水道課〕調べ

●生活環境に関する相談

市に寄せられる生活環境に関する相談件数は、以下のとおりです。2019 年度の相談件数は、44 件となっており、2014 年度から 23 件の増加となっています。

内訳では、野焼きと騒音に関する相談がそれぞれ 10 件と最も多くなっています。

生活環境に関する相談件数　　単位：件

年度	水質	悪臭	野焼き	騒音	大気	不法投棄	その他	計
2014	3	2	4	0	1	11	0	21
2015	8	2	3	1	1	5	9	29
2016	4	5	4	2	1	8	13	37
2017	4	5	10	1	0	6	15	41
2018	9	7	4	5	0	3	11	39
2019	4	8	10	10	0	5	7	44

資料：庄原市環境政策課調べ

（２）自然環境

●自然公園等

本市には、比婆道後帝釈国定公園や県民の森、中国自然歩道、広島県自然歩道などが存在し、自然公園等に恵まれています。

本市の自然公園等

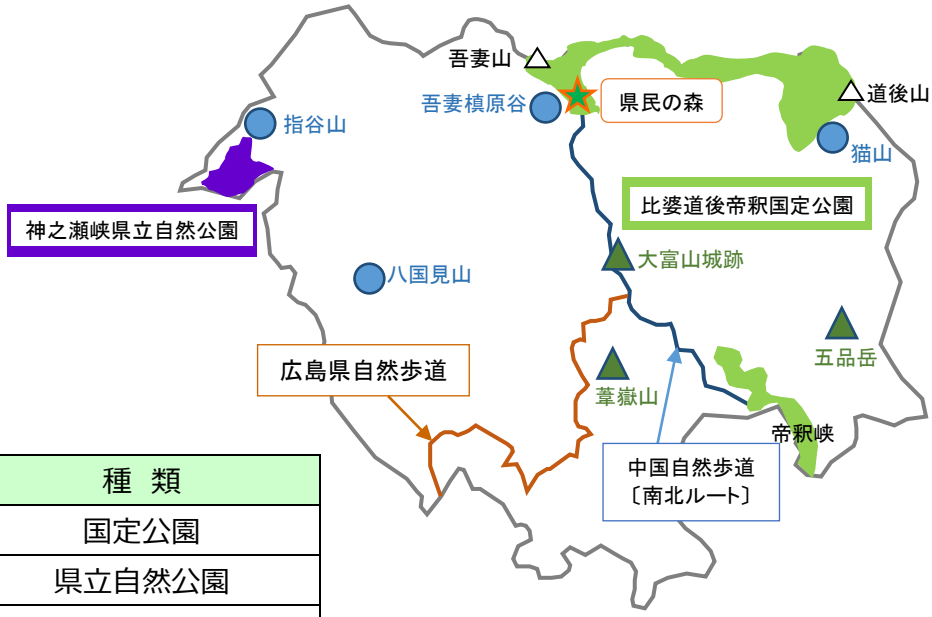

区分	種　類
	国定公園
	県立自然公園
	野外レクリエーション
	広島県自然環境保全地域
	広島県緑地環境保全地域
	中国自然歩道
	広島県自然歩道

資料：自然歩道案内図/広島県 2012 年２月

自然公園・野外レクリエーション施設位置図/広島県 2011 年 12 月

●景観

本市の特徴的な景観としては、中山間地域ならではの自然豊かな里山景観、国指定の名勝帝釈峡や熊野神社の老杉群などがあげられます。

また、上野池を中心とした上野総合公園は、丘陵地一帯の地域が風致地区に指定され、自然美と景観の維持保全が図られています。

さらに、庄原市のうち、旧庄原市、西城町、東城町、高野町の全域は、広島県の「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に基づく大規模行為届出対象地域に指定され、調和のとれた個性豊かな景観づくりをめざしています。

●動物

本市には、「広島県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックひろしま 2011」で選定された貴重種の動物 401 種のうち 118 種が生息、或いは生息の可能性があります。

本市の貴重種（動物）

分類群	県内種数	選定種数 広島県	選定種数 庄原市	カテゴリー別種数				
				絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	要注意種
哺乳類	43	22	11	0	3	4	4	0
鳥類	302	43	21	0	4	6	6	5
爬虫類	16	6	4	0	0	0	3	1
両生類	19	10	9	0	0	5	4	0
淡水魚類	84	37	14	0	4	2	4	4
昆虫類	8,318	219	37	2	8	8	12	7
貝類	133	36	19	0	2	4	8	5
その他の無脊椎動物	412	28	3	0	0	0	0	3
合計	9,327	401	118	2	21	29	41	25

資料：広島県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックひろしま 2011

●植物

本市には、「広島県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックひろしま 2011」で選定された貴重種の植物 599 種のうち 263 種が生息、或いは生息の可能性があります。

本市の貴重種（植物）

分類群	県内種数	選定種数 広島県	選定種数 庄原市	カテゴリー別種数				
				絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	要注意種
種子植物	2,625	406	204	0	35	72	72	25
シダ植物	303	52	18	0	2	10	6	0
コケ植物	719	54	22	0	14	4	4	0
藻類	1,258	29	0	0	0	0	0	0
地衣類	382	16	3	0	1	0	2	0
菌類	700	42	16	0	0	3	13	0
合計	5,987	599	263	0	52	89	97	25

資料：広島県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックひろしま 2011

●有害鳥獣

2019 年度の市内での有害鳥獣等による農作物への被害金額は 21,088,600 円で、2014 年度と比較して 4,248,100 円増加しています。

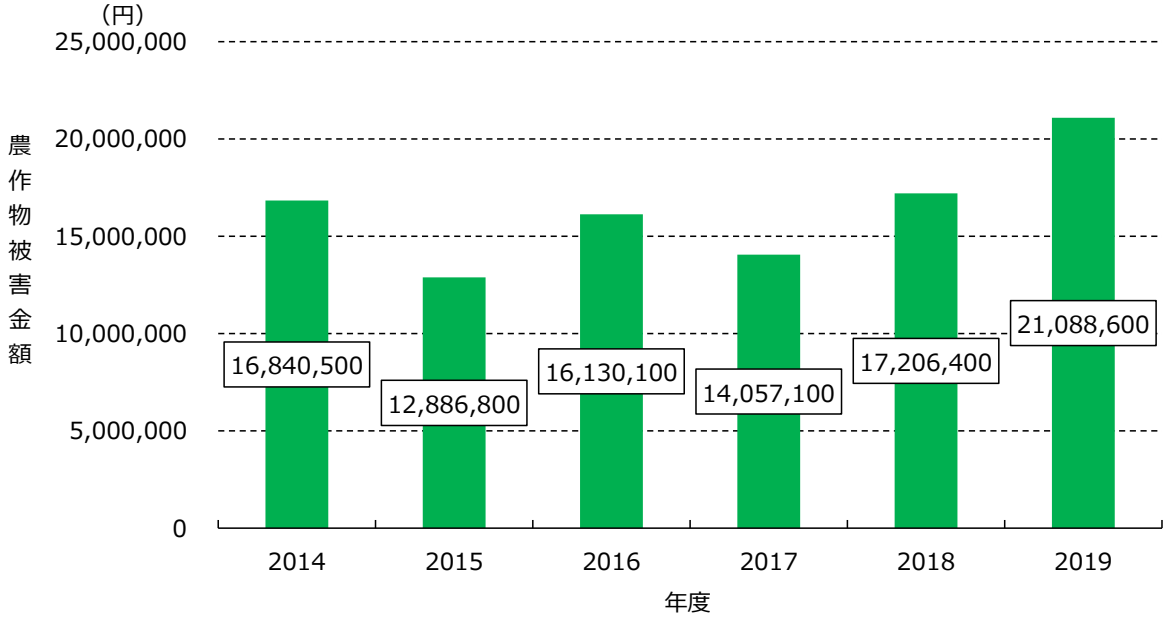

有害鳥獣等による農作物への被害金額の推移　　資料：庄原市林業振興課調べ

（3）文化財

市内には、2019 年 10 月 21 日現在で、国指定の文化財が 36 件、広島県指定の文化財が 58 件、市指定の文化財が 174 件存在しています。

庄原市内の文化財件数の内訳（2019 年 10 月 21 日現在）　　単位：件

区分		国	広島県	庄原市	計
有形文化財	重要文化財	4	12	72	88
無形文化財	工芸技術	-	1	-	1
民俗文化財	無形	2	4	9	15
	有形	-	-	3	3
記念物	史跡	1	16	23	40
	名勝	1	-	-	1
	特別天然記念物	1	-	-	1
	天然記念物	4	25	68	97
登録文化財	登録有形文化財(建造物)	23	-	-	23
計		36	58	174	269

資料：庄原市教育委員会生涯学習課調べ

（4）熱中症

2019 年度に市内で、熱中症として救急搬送された人員は、34 人となっており、2014 年度と比較して 19 人増加しています。

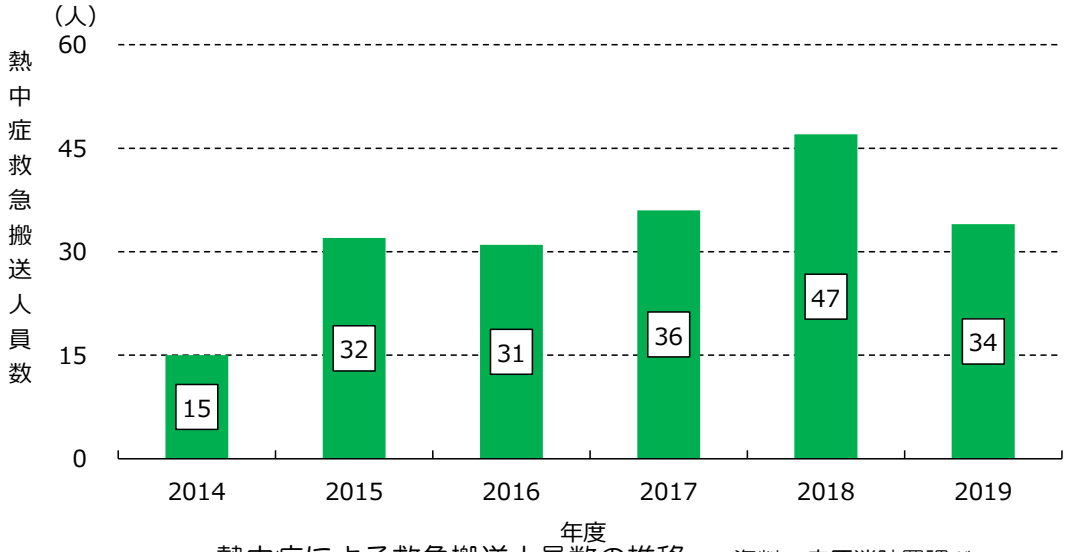

熱中症による救急搬送人員数の推移　　資料：庄原消防署調べ

（5）地産地消

2019 年度の学校給食における市内産の食品の使用割合は、22.2%となっており、2014 年度よりも 3.7 ポイント増加しています。

また、広島県内産の使用割合は、2019 年度で 38.0%となっており、2014 年度から 1.4 ポイント増加しています。

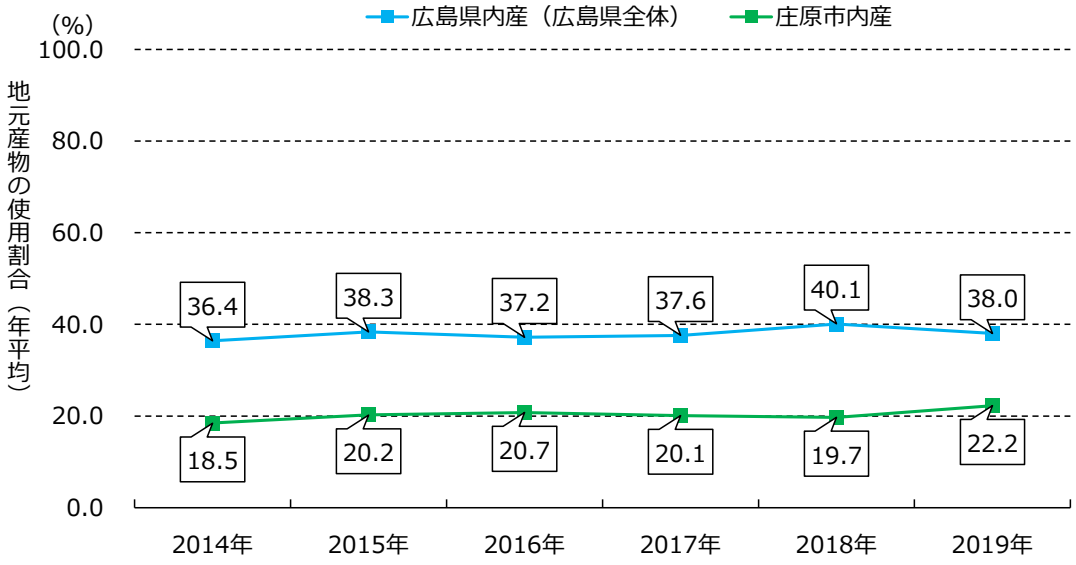

学校給食での地元産食品の使用状況の推移　　資料：庄原市教育委員会教育総務課調べ

３．２次計画の検証と市民のニーズ

本市では、「庄原市環境基本条例」の基本理念に基づき、良好な環境の保全と創造の推進、さらに地域が一体となって、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる環境の実現のため、2008 年に１次計画を策定しました。

その後、２次計画を策定し、「次世代へつなぐ　しょうばらの里山環境～自らが実践し実感する快適な暮らしづくり～」を目指すべき環境像として掲げ、それを具現化するために、４つの基本目標を設定しています。

ここでは目標別に取り組んできた目標指標における達成状況の検証と本計画策定にあたり実施した、市民・高校生・事業者アンケートを踏まえ、２次計画における成果と課題及び市民ニーズを抽出します。

なお、各基本施策の目標指標の達成状況について、主要なものを示します。

アンケート調査の概要

対象者	送付数	回収数	回収率	摘　要
市民	2,000 人	996 人	49.8%	18 歳以上を対象に、無作為抽出
高校２年生	304 人	293 人	96.4%	市内の高校２年生へ配布・学校回収
事業所	300 所	158 所	52.7%	無作為抽出し、郵送による配布・回収

★本計画資料編に２次計画全ての目標指標、達成状況及びアンケート調査結果を掲載しています。

【自然環境】

Ⅰ　里山と暮らすまちづくり

（１）農地の保全

農地と里山に囲まれた豊かな環境は、本市の人々が共に暮らしてきた生活の基盤であり、地域の人の心のよりどころです。その豊かな環境が農家人口の減少や高齢化に伴う担い手の不足などにより荒廃してきていることが問題となっています。

農地の維持・保全に向け、農地の有効活用、有害鳥獣対策、担い手の育成などの総合的な対策を推進します。

- ◆　農地の維持、保全対策の推進
- ◆　有害鳥獣対策の推進

◆成果と課題

アンケートによれば、イノシシなどの有害鳥獣による農産物への被害に「関心がある（「かなり関心がある」、「少し関心がある」）と回答した市民の割合は多く、防止対策の強化が必要です。

◆主要な目標指標の達成状況

内　　容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
中山間地域等直接支払制度取り組み可能地実施割合	88%	83.10%	未達成
鳥獣バッファーゾーン整備の推進	バッファーゾーン整備 80ha	バッファーゾーン整備 87ha	達成

◆アンケート：「関心がある環境問題（上位３つ抜粋）」について

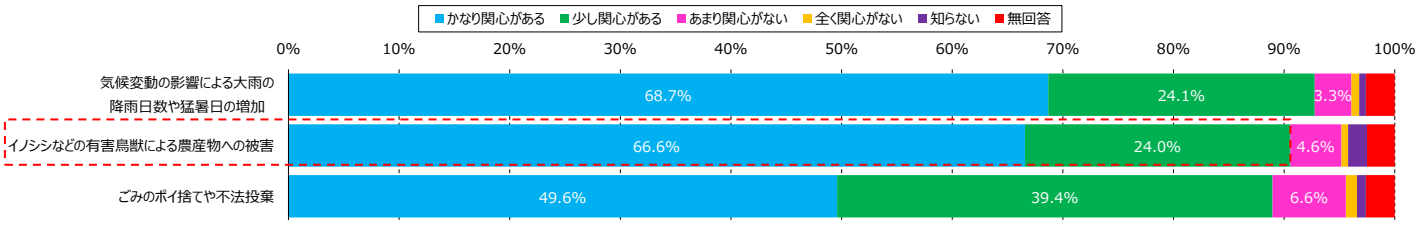

（２）地域資源の活用

本市の環境を守るとともに、貴重な地域資源を有効活用することによる積極的な保全と将来に引き継ぐ環境づくりが必要です。

地域の資源循環、さらに経済循環につながる活用に取り組み、里山が持つ豊かさ、温もり、暮らしやすさなどの『環境価値』の向上に向け、貴重な地域資源の利活用を進めます。

- ◆ 森林資源の保全と活用
- ◆ 循環型農業の推進
- ◆ 再生可能エネルギーの普及

◆成果と課題

森林整備については、目標を達成しておらず、今後も引き続き、森林経営計画などに基づいた着実な森林整備の実施に努めていく必要があります。

◆主要な目標指標の達成状況

内　　容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
森林経営計画などによる森林整備	森林経営計画面積 11,000ha	森林経営計画面積 7,475ha	未達成

（３）生物多様性の保全

本市の豊かで貴重な自然環境と調和する快適な環境づくりに向け、国指定特別天然記念物の「オオサンショウウオ」や市指定天然記念物の「節分草」などの生息環境を保全するとともに、特定外来生物 に関する情報提供を継続して実施するなど、生物多様性の保全に関する意識と認識向上の啓発を進めます。

オオサンショウウオ

- ◆ 生物多様性に関する情報提供と啓発
- ◆ 特定外来生物に関する情報提供と啓発
- ◆ 自然環境保全活動の推進

◆成果と課題

アンケートによれば、市民が最近見かけなくなったと思う動物として、ホタルやドジョウなど、地域に以前から生息していた希少な生き物に対する意見があがっています。

本市としても、これまでも継続して、こうした希少な生き物の情報収集と保護の実施に努めていますが、今後もより一層、地域の生態系の保全に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

◆主要な目標指標の達成状況

内　　容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
動植物情報の収集と提供	情報収集の継続と適切な情報提供の実施	動植物関連情報収集と保護の実施	達成
森林整備による生態系の維持	里山林の整備面積 240ha	里山林の整備面積 242ha	達成

◆アンケート：「最近、見かけなくなったと思う動物（上位５つ抜粋）」について

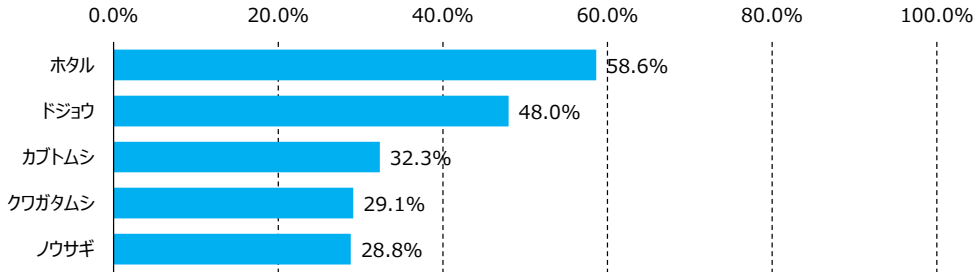

（４）景観の保全と創造

本市では、風致地区に指定された上野池を中心とした上野総合公園と丘陵地一帯の地域のほか、旧庄原市、西城町、東城町、高野町の全域が、大規模行為届出対象地域に指定されています。

これらの地域の貴重な資源である景観を、地域が一体となった保全と、さらにより良い景観を創出する仕組みづくりが課題となっています。

地域の自然環境と一体となった、本市の個性豊かな景観を将来にわたって引き継ぐとともに、さらにより良い景観づくりを推進します。

上野総合公園

- ◆ 景観の維持と創出
- ◆ 空き家、空き地対策の推進
- ◆ 地域の美化活動などの推進

◆成果と課題

不法投棄対策については、「庄原市公衆衛生推進協議会」を中心に、地域パトロールの実施及び清掃、ポイ捨て禁止看板の設置などを実施しました。

市民と高校生のアンケートによれば、美化活動に参加したことがある、参加してみたいとの意見がそれぞれ半数以上を占めており、ごみの散乱がない美しいまちづくりに向けて、行政と市民が一体となって継続した取り組みに努めていく必要があります。

◆主要な目標指標の達成状況

内　　容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
環境保全活動の実施と市民の参加促進	6,000 人（延べ人数）（70 団体）	5,540 人（延べ人数）（63 団体）	未達成

◆アンケート：「環境保全活動への参加状況」について（上段：市民、下段：高校生）

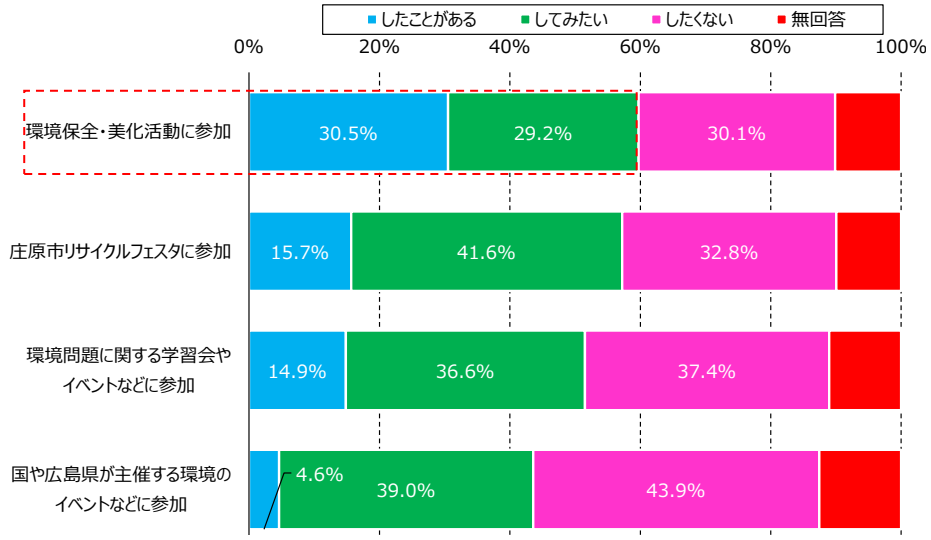

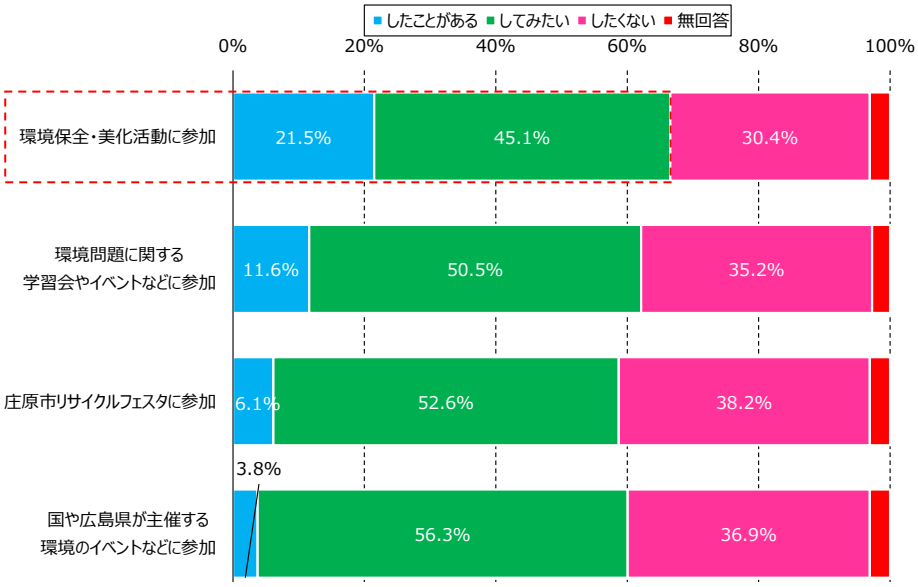

【生活環境】

Ⅱ　安全・安心、快適なまちづくり

（１）大気環境の保全

微小粒子状物質や光化学オキシダントについては、国内の排出源だけではなく、国外からの汚染物質の飛来が問題となっています。

引き続き、快適な大気環境を維持していくことが大切です。自動車排気ガスの低減、公共交通機関の利用促進、事業所の監視・指導、違法な野焼きの防止など、快適な生活環境づくりを進めます。

- ◆　自動車排気ガスなどの低減
- ◆　公共交通機関の利用促進
- ◆　違法な野焼き対策

◆成果と課題

市民と高校生のアンケートによれば、空気のきれいさへの満足度は非常に高く、良好な大気環境が維持されている状況ですが、自由意見では、違法な野焼きの防止に向けた対策を望む意見もあります。

今後も引き続き、広島県や関係機関と連携の上、大気質の保全に努めると同様に、違法な野焼きについては、関係機関と連携の上、対策を講じ、地域の身近な環境の保全に努めていくことが求められます。

◆主要な目標指標の達成状況

内　　容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
公用車への環境性能の高い車両の導入	公用車累計 87 台	公用車　累計 89 台	達成
地域生活バスへの環境性能の高い車両の導入	17 台	11 台	未達成

◆アンケート：「居住地域の環境への満足度」について（上位３つ）（上段：市民、下段：高校生）

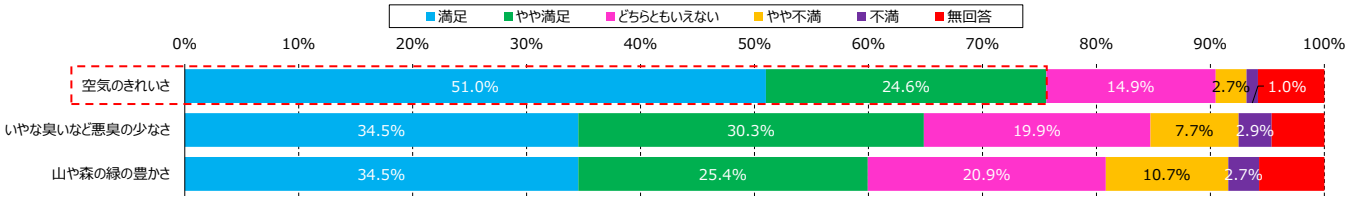

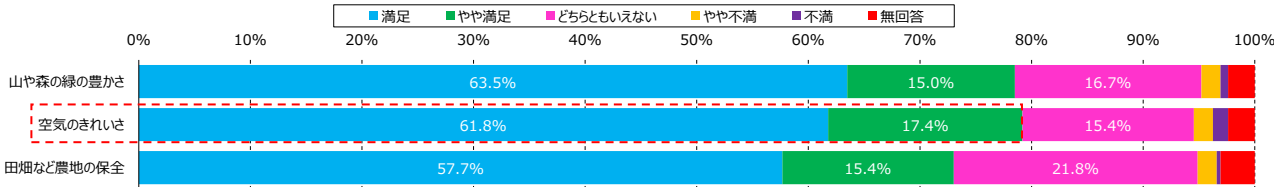

（２）水環境の保全

本市の河川の水質は、環境基準を満たしており、良好な水環境を維持しています。

家庭から出る生活排水やし尿等の汚水処理については、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業により適正に行われています。

- ◆ 汚水処理事業の推進
- ◆ 情報提供による意識啓発の推進
- ◆ 水質汚濁防止の推進
- ◆ 河川、水路などの美化活動の推進

◆成果と課題

本市に関連する河川５地点の水質は、年間を通して BOD の環境基準（2mg/L 以下）を満たしています。

また、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽の整備により、2019 年度の水洗化率は、66.8%で 2014 年度と比較して 5.9%の増加となっています。

今後も、下水道等の排水対策を推進するとともに、河川の整備や美化活動、水に関する情報発信を継続的に進め、市民・事業者の意識をさらに高めていく必要があります。

◆主要な目標指標の達成状況

内　　容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
水洗化率の向上	水洗化率　65.5%	水洗化率　66.8%	達成

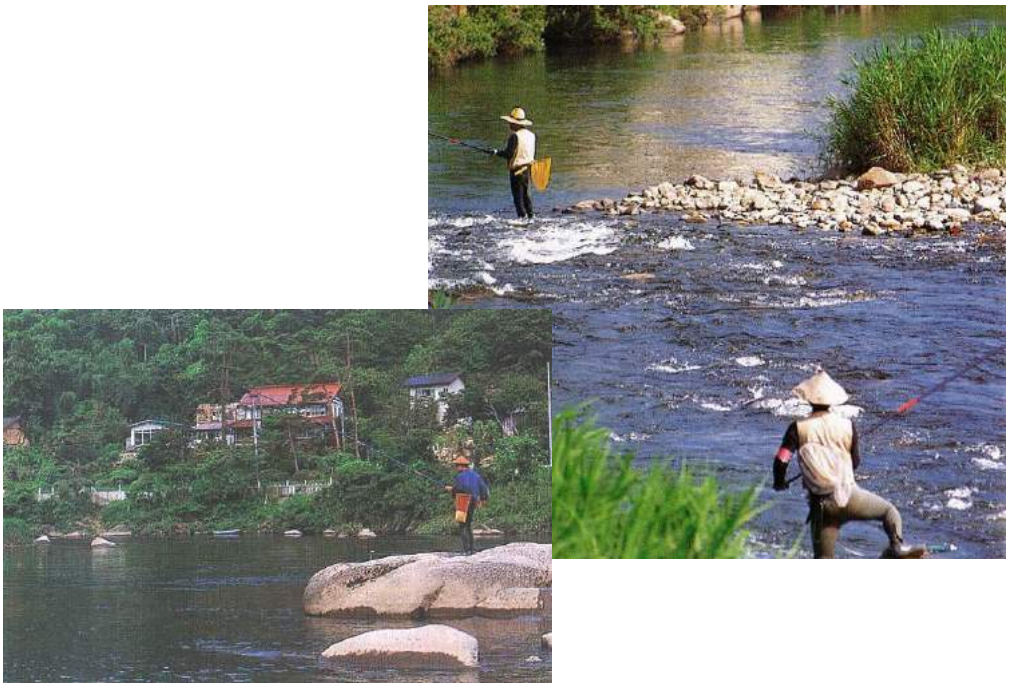

西城川

（3）マナー・モラルの向上

市民の日常生活の中での、マナーやモラルの向上に向けた啓発により、一人ひとりが快適に暮らせるまちづくりを進めることが求められます。

市民・事業者への情報提供や啓発などにより、不法投棄やポイ捨ての防止をはじめ、日常生活の中でのマナーの向上を図り、市民が安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします。

- ◆ 不法投棄などの監視パトロールの強化
- ◆ 多様な情報発信による意識啓発の推進

◆成果と課題

年に４回、地区を絞った上で集中的に不法投棄監視パトロールを行い、不法投棄防止ネットを設置するなどの対策を講じました。同様に、ごみ収集車に「不法投棄監視中」の看板を取り付け、ごみの収集時にも取り組みにあたっています。

また、「庄原市公衆衛生推進協議会」において、不法投棄防止対策を行った自治会に対して補助金を交付することで、不法投棄防止の推進に努めています。

今後も引き続き、こうした地道な取り組みを通じ、不法投棄の防止を図っていくことが強く求められます。

◆主要な目標指標の達成状況

内　　容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
不法投棄監視パトロール	6 回/年	4 回/年	未達成

県・警察・市の合同パトロール

【地球環境】

Ⅲ　地球にやさしい循環型のまちづくり

（1）省エネルギーの推進

省エネルギーに関わる市の率先した取り組み、環境教育・環境学習、地球温暖化対策の情報提供、環境にやさしい生活の意識啓発、省エネルギー機器や設備などの情報提供や普及促進などにより市民・事業者の環境保全行動の着実な実践を促し、本市のエネルギー消費量と温室効果ガス排出量の削減を進めます。

- ◆ 省エネルギーの率先した実践
- ◆ 優良事例や機器・設備の情報提供
- ◆ 地球温暖化など地球環境に関する情報提供
- ◆ 地球環境に関するセミナーや学習会などの開催

◆成果と課題

本市の区域の温室効果ガス排出量※は、2017 年度時点で、295,965t-CO_2となっており、2013 年度比で、9.3%の減少となっています。現状で推移すると、2020 年度に 9.5%削減を図る目標を達成する見込みとなっています。

◆主要な目標指標の達成状況

内　　容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
温室効果ガスの削減	【区域施策】 温室効果ガス削減 ▲9.5% 【事務事業】 温室効果ガス削減 ▲5.0%	【区域施策】 温室効果ガス削減 ▲9.3% 【事務事業】 温室効果ガス削減 ▲2.0%	【区域施策】 未達成 （達成見込み） 【事務事業】 未達成

◆アンケート：「事業者の無料省エネ診断サービスの実施意向」について

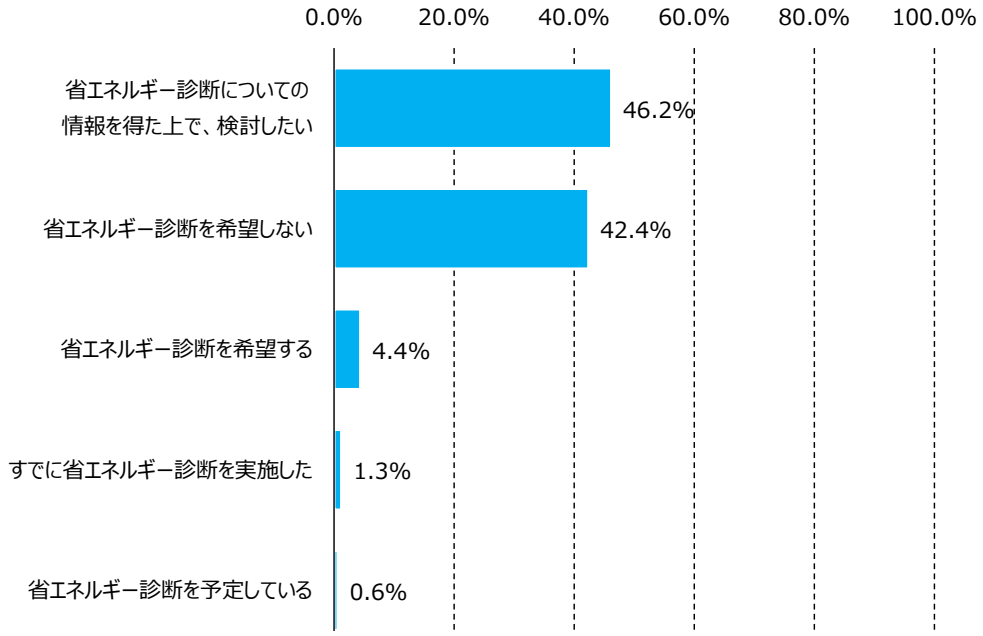

（２）3R の推進

環境教育・環境学習や市民・事業者への啓発活動などをとおして、3R（ごみを、減らす「リデュース（Reduce）」、繰返し使う「リユース（Reuse）」、再び資源として使う「リサイクル（Recycle）」）のさらなる推進を図ります。

- ◆ 3R の啓発の強化
- ◆ ごみ減量化とリサイクル推進の仕組みづくり

◆成果と課題

ごみの排出量を見ると、近年は減少していましたが、2018 年度については、西日本豪雨による災害廃棄物の発生により、処理量が増加しました。

また、リサイクル率については、国や広島県の平均値を上回る状況が続いています。

さらに、市民や事業者のアンケートによれば、環境にやさしい行動の実施状況として、ごみに関するものが比較的上位に位置しており、取り組みに向けた意識の高さが垣間見えます。

しかしながら、今後も引き続き、ごみのさらなる減量化のため、市民や事業者の協力を得ながら、取り組みを進めていく必要があります。

◆主要な目標指標の達成状況

内　　容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
リサイクルの推進	リサイクル率 28%	リサイクル率 21.4%	未達成
ごみの減量化	ごみの総排出量 9,300 t	ごみの総排出量 9,793t	未達成

［注］：リサイクル率は、ごみ固形燃料化（RDF）されたものを除く。

◆アンケート：「環境にやさしい行動の実施状況」について（上位 5 つ）（上段：市民、下段：事業者）

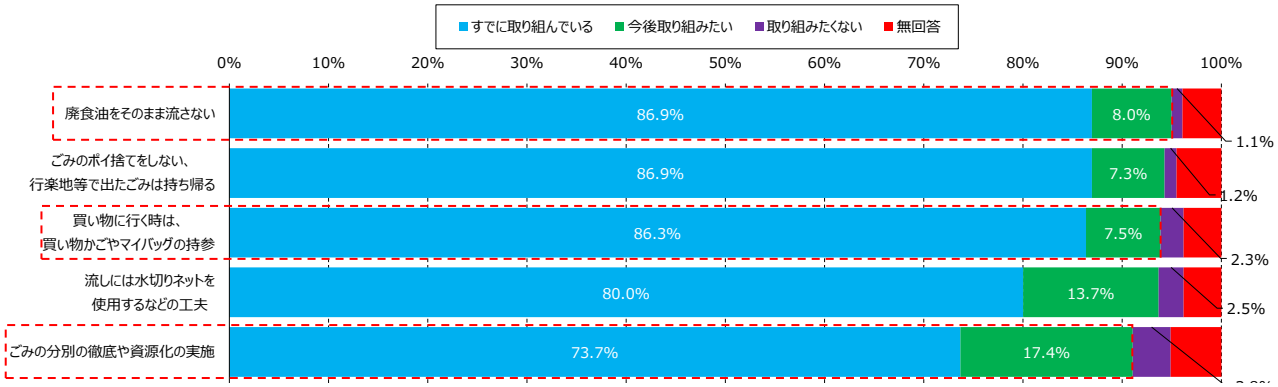

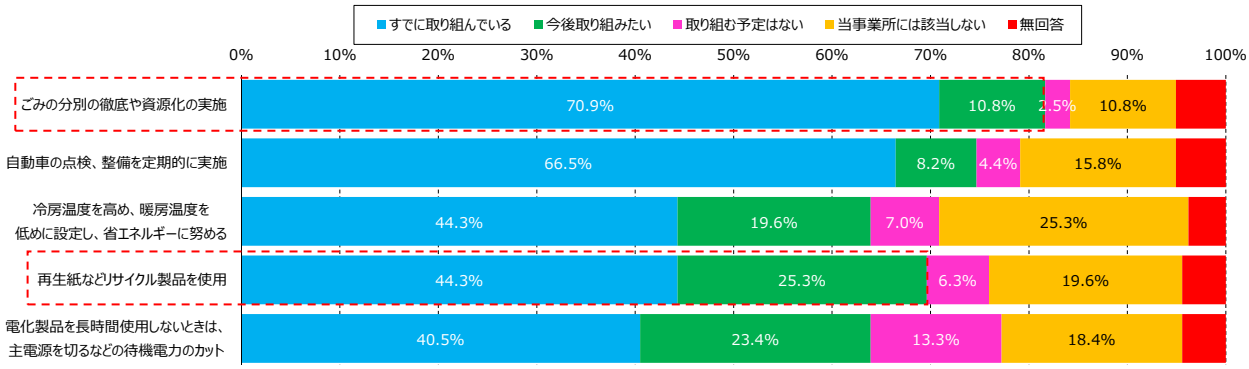

（3）その他地球環境の保全

地球環境の保全には、省エネルギーによる二酸化炭素排出量の削減以外にも、フロンガスによるオゾン層の破壊や大気汚染物質による酸性雨などの防止対策が必要です。

温室効果の高い特定フロン、代替フロン等を含むフロンガスについて、法律に基づく適正な管理を徹底するとともに、化石燃料の使用量の削減により、二酸化炭素や一酸化二窒素などの削減を推進します。

- ◆ オゾン層破壊防止対策の推進
- ◆ 酸性雨防止対策の推進

【環境教育・環境学習、環境保全活動】

Ⅳ　地域で取り組む環境づくり

（１）環境教育・環境学習の推進

本市は、中国山地の山々と帝釈峡などの特徴的な景観、また、希少な動植物が生息する自然環境に恵まれ、豊かな里山と人々が共生してきたまちです。

本市の特徴的な自然や景観、里山の環境を将来にわたって維持、向上させ、持続的に発展させていくためには、市民一人ひとりが地域の環境について学び、理解を深めるとともに、将来、環境に配慮した行動のできる人材を育成していくことが重要です。

学校のほか、森林・農地・身近な地域の公園や河川など様々な場において、環境教育・環境学習の機会を充実させ、市民一人ひとりが自主的に行動していくことが求められます。

- ◆　次代を担う環境教育・環境学習の推進
- ◆　地域と連携した体験学習等の開催
- ◆　環境学習リーダーの育成

◆成果と課題

本市では、中国山地の自然をテーマとした比和自然科学博物館の教育普及活動をはじめ、「庄原市公衆衛生推進協議会」と連携した、とうもろこしの収穫体験や川の生き物についての水辺教室の開催、ごみ処理施設を市内の保育園児や小学生が社会科見学の場として活用する取り組みなどを進めています。

高校生のアンケートによれば、庄原市の環境教育や環境学習のあり方について、学校での子どもたちへの環境教育を充実させることを望む意見が最も多くを占めています。

◆主要な目標指標の達成状況

内　　容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
環境学習リーダーの育成	６人	４人	未達成

水辺教室

◆アンケート：「高校生が思う庄原市の環境教育や環境学習のあり方」について

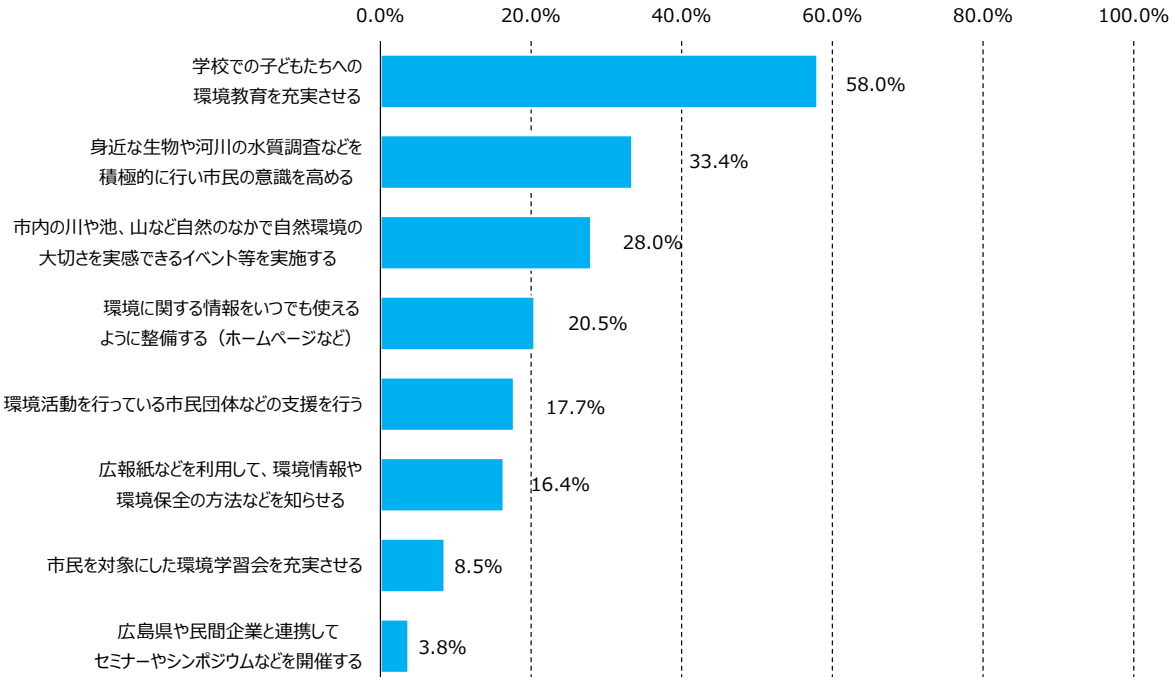

（２）環境保全活動の推進

本市では、市民・事業者、さらには自治振興区や民間ボランティア団体による環境美化活動などが行われており、市はそれぞれの活動を支援してきました。より効果的にこれらの活動を支援していくため、各種団体などとの連携を強化していくことが必要です。

また、これらの活動をリードしていく人材の育成を進めていく必要があります。

- ◆　各種団体等との連携による環境保全活動等の推進
- ◆　人材育成の推進

◆成果と課題

本市は、「広島県北部地域環境活動推進協議会」の構成団体となり、民間企業をはじめ、大学、他市、広島県、地元住民による団体等と連携しつつ、環境保全活動を推進しています。

また、「庄原市公衆衛生推進協議会」と連携した全市一斉クリーンキャンペーンや清掃活動の実施、「庄原市河川美化推進委員会」における関係住民や協力団体と連携した市内の河川の水質の浄化や沿線の美化活動を実施しています。

同時に、各自治会から公衆衛生活動への参加を募り、活動いただいたことで、多くの人々に環境に関する知識を学んでもらいました。

今後も引き続き、こうした環境保全活動を通じた地域のより良い環境の創出と取り組みを担う人材の育成に努めていく必要があります。

４．施策の検証とアンケートから見えてきた方向性

【自然環境】　基本目標Ⅰ　里山と暮らすまちづくり

●本市には、「オオサンショウウオ」や「節分草」などが生息・生育しており、今後も引き続き、人々の生物多様性の保全に向けた意識の向上に努めていく必要があります。

●市内における有害鳥獣による農作物への被害金額は増加しています。また、市民の関心も高いことから、被害の防止対策の強化が求められます。

●本市は、面積のうち、森林が 84.2%を占めています。そのため、森林経営計画などに基づいた着実な森林整備に努めていく必要があります。

【生活環境】　基本目標Ⅱ　安全・安心、快適なまちづくり

●市民や高校生の意識では、継続してまちをきれいにしていきたいといった意見もあり、行政と一体となって、地域の環境美化の向上に努めていく必要があります。

●市民や高校生は、空気のきれいさに非常に満足しています。一方、違法な野焼きへの対策を望む意見もあり、関係機関と連携した継続的な取り組みが求められます。

●市内を流れる河川の水質の状況は、環境基準を達成しており、良好な状態です。また、生活排水、し尿の処理にも継続して取り組んでいます。こうした良好な水環境の保全に向けた人々への意識啓発に引き続き、取り組んでいくことが望まれます。

【地球環境】　基本目標Ⅲ　地球にやさしい循環型のまちづくり

●区域の温室効果ガス排出量は、2013 年度比で、2017 年度に 9.3%の削減となっています。今後も市民や事業者と協力し、継続した取り組みによってさらなる削減を目指していく必要があります。

●本市のリサイクル率は、国や広島県を上回っています。また、市民や事業者も日頃からごみに関する取り組みを行っており、意識も高い状況です。そのため、今後も継続して、市民や事業者とともに、さらなるごみの減量化に努めていくことが望まれます。

【環境教育・環境学習、環境保全活動】　基本目標Ⅳ　地域で取り組む環境づくり

●本市では、ごみ処理施設の見学会など、子どもたちへの環境教育を行っています。また、高校生は、若い世代への環境教育を充実していくことを望む意見が多く、行政としても継続した取り組みが求められます。

●本市では、「庄原市公衆衛生推進協議会」と連携した美化活動をはじめ、住民や協力団体と協働した河川の水質浄化活動などを実施しています。今後も引き続き、地域の環境を担う主体とともに、良好な環境の創出に向けた取り組みを進めていく必要があります。

２ 次計画の実績を見ると、継続して取り組まなければならないものが多くあります。環境基本計画は、環境行政の中長期的な基本的な方向性を示すものであり、地域の環境の改善と保全に向けた取り組みにあたっては、継続した施策の推進が求められます。

そのため、第３章では上記の内容から２次計画の枠組みを継承しつつ、本市が「目指すべき環境像」の実現に向けて、各環境分野における基本目標を掲げ、それらを達成していくための方向性を示します。

第３章　環境像と基本目標

１．目指すべき環境像

「目指すべき環境像」は、本市の望ましい将来の環境とはどのようなものかをイメージして定めます。自然豊かな本市の環境を保全していくためには、市民・事業者・市の三位一体となった取り組みが必要不可欠です。

本計画を広く周知するためのキャッチフレーズの役割も果たします。

第２期庄原市長期総合計画で掲げる本市が目指す将来像は、『美しく輝く 里山共生都市　～みんなが“好き”と実感できる“しょうばら”～』です。これを上位概念とし、庄原市環境基本条例の基本理念を踏まえて、目指すべき環境像を設定します。

次世代へつなぐ　しょうばらの里山環境

～自らが“実践”し“実感”する“快適な暮らしづくり”～

●「里山環境」とは、

私たちの祖先は、森や原野を切り開いて田畑をつくり、食料を得てきました。山からは炭の原木や、薪、生活に必要な材を得て、生活を支えてきました。

そこには水田や湿地、ため池、落葉広葉樹林などのさまざまな環境が生まれ、それぞれの場所を好む生き物や植物が、たくさん生息できるようになりました。

こうして形成された自然環境や景観に加え、先人により培われてきた伝統文化など、私たちを育んでくれた“庄原の環境”そのものを言います。

庄原の里山環境を将来にわたって良好に維持し、使命感をもって次世代へ継承していくため、環境への負荷の少ない行動をすべての人が自主的かつ積極的に“実践”し、循環型社会を構築していかなくてはなりません。また、そのことが今を生きる私たちにとっての“快適な暮らしづくり”“実感”につながります。

庄原市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

第３条　環境の保全と創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、その環境が将来にわたって良好に維持されることを目的として行わなければならない。

２　環境の保全と創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済を持続的に発展することができる循環型社会が構築されることを目的に、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

３　地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての者が健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

２．基本目標

【自然環境】基本目標Ⅰ　里山と暮らすまちづくり

私たちの暮らしの基盤である農地の保全と、地域資源の有効活用を進め、豊かさ、温かさ、暮らしやすさなど、里山が持つ『環境価値』の向上をめざします。

中国山地の自然環境及び生物多様性の保全、特徴的な景観の保全と活用、有害鳥獣対策など、地域の豊かな自然環境とともに、いつまでも暮らしていけるまちをめざします。

【生活環境】基本目標Ⅱ　安全・安心、快適なまちづくり

公害の未然防止や新たな環境問題への対処など、市民の安全・安心の確保と、さらに快適に暮らせる環境を創っていく必要があります。

良好な大気、水環境の維持とともに、一人ひとりのマナーとモラルの向上による快適なまちをめざします。

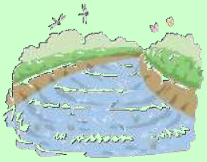

【地球環境】基本目標Ⅲ　地球にやさしい循環型のまちづくり

深刻化する地球温暖化の進行を抑止するため、省エネルギーを推進します。市民・事業者の環境保全行動の着実な実践を促し、本市のエネルギー消費量の削減をめざします。

また、3R（廃棄物の減量化、再利用、再資源化）を推進し、地球にやさしい循環型社会の構築をめざします。

【環境教育・環境学習、環境保全活動】基本目標Ⅳ　地域で取り組む環境づくり

本市の環境に関わる情報発信や、身近な自然環境の中での体験学習などをとおして、身近な環境の認識、広く地球環境問題に対する知識や理解を深めます。

また、ESD（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れ、環境に関する教育や学習を進め、将来の地域環境を担う人材を育成します。

里山環境

３．施策の体系

目指すべき環境像

次世代へつなぐ　しょうばらの里山環境

～自らが“実践し”実感“する”快適な暮らしづくり“～

【自然環境】
基本目標Ⅰ　里山と暮らすまちづくり

（１）農地の保全
（２）地域資源の活用
（３）生物多様性の保全
（４）景観の保全と創造

【生活環境】
基本目標Ⅱ　安全・安心、快適なまちづくり

（１）大気環境の保全
（２）水環境の保全
（３）マナー・モラルの向上

【地球環境】
基本目標Ⅲ　地球にやさしい循環型のまちづくり

（１）省エネルギーの推進
（２）３Ｒの推進
（３）その他地球環境の保全

【環境教育・環境学習、環境保全活動】
基本目標Ⅳ　地域で取り組む環境づくり

（１）環境教育・環境学習の推進
（２）環境保全活動の推進

第４章　環境づくりの取り組み

【自然環境】

Ⅰ　里山と暮らすまちづくり

（１）農地の保全

農地と里山に囲まれた豊かな環境は、本市の人々が共に暮らしてきた生活の基盤であり、地域の人の心のよりどころです。その豊かな環境が農家人口の減少や高齢化に伴う担い手の不足などにより荒廃してきていることが問題となっています。

農地の維持・保全に向け、農地の有効活用、有害鳥獣対策、担い手の育成などの総合的な対策を推進します。

- ◆ 農地の維持、保全対策の推進
- ◆ 有害鳥獣対策の推進

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- ● 地元産品の購入・消費に心がけ、農業の活性化に貢献します。
- ● 遊休農地を活用した地域農産物の生産に努めます。
- ● 里山の適正な維持管理に努めます。
- ● 身近な里山の保全活動や美化活動などに積極的に参加します。

事業者の取り組み

- ♦ 地域の食材の購入など、地産地消の取り組みに参加、協力し、農業の活性化に貢献します。
- ♦ 自然環境の保全活動や山林、里山の美化活動などに参加、協力します。
- ♦ 担い手の育成や農地集積に努めます。

市の取り組み

○ 「庄原市食農教育モデル事業」による地産地消の取り組みを推進します。

○ 多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する継続した支援を通じ、農地の保全や環境にやさしい農業の取り組みを推進します。

○ イノシシをはじめとする有害鳥獣による被害防止に向け、広島県と連携し、「里山林等事業補助金（鳥獣被害防止型）」等を活用した鳥獣バッファーゾーン整備を進めます。

【目標指標】

内　容	2019 年度　現況	2025 年度　目標
中山間地域等直接支払制度取り組み可能地実施割合	83.10%	85.0%
鳥獣バッファーゾーン整備の推進	バッファーゾーン整備 87ha	バッファーゾーン整備 140ha

［注］：鳥獣バッファーゾーン整備の推進における 2025 年度の目標については、広島県の「ひろしま森づくり事業」が今後も継続して実施されることを見込んだ値。

（2）地域資源の活用

本市の環境を守るとともに、貴重な地域資源を有効活用することによる積極的な保全と将来に引き継ぐ環境づくりが必要です。

地域の資源循環、さらに経済循環につながる活用に取り組み、里山が持つ豊かさ、温もり、暮らしやすさなどの『環境価値』の向上に向け、貴重な地域資源の利活用を進めます。

- ◆ 森林資源の保全と活用
- ◆ 循環型農業の推進
- ◆ 再生可能エネルギーの普及

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- 太陽光発電や太陽熱温水器など再生可能エネルギーを利用する設備の導入を検討します。
- 再生可能エネルギーに由来する電力や熱の使用を検討します。
- 園芸などに市内で生産された良質堆肥を利用します。

事業者の取り組み

- ♦ エネルギーの利活用にあたっては、再生可能エネルギーに由来する電力や熱、燃料を優先して消費するよう努めます。
- ♦ 地域材の利用に努めます。また、間伐材の有効活用に協力します。
- ♦ 畜産廃棄物や稲わらの堆肥化を進めます。

市の取り組み

- ○ 「22 世紀の庄原の森林（もり）ビジョンに基づき、森林資源と「森林環境譲与税」の税収等を活用の上、林業における成長サイクルを実現するとともに、森林を適切に管理し、多面的機能を最大限発揮させることで、生活環境や地球環境の保全と市民が享受するサービスの付加価値の最大化に取り組みます。
- ○ 関係機関と連携し、森林経営計画などによる計画的な森林整備を推進します。

- ○ 森林の水源涵養などの公益的機能の重要性を踏まえ、循環型の林業経営の支援に向けた人工林伐採跡地の再造林に対する継続した補助を行い、適切な森林の維持管理に努めます。
- ○ 林業関係事業者などとの連携により、「木の駅プロジェクト事業補助金」をはじめとした取り組みを活用し、森林資源の有効利用を図ります。
- ○ 市内産材を利用した住宅建築への継続した支援や周知などにより、木材利用を推進します。
- ○ 災害避難場所でのライフライン確保のために、太陽光エネルギーなどの活用について引き続き検討を行います。

【目標指標】

内　容	2019 年度　現況	2025 年度　目標
森林経営計画などによる森林整備	森林経営計画面積 7,475ha	森林経営計画面積 6,600ha

薪

薪ストーブ

チップ

コラム　庄原市における森林の整備について

庄原市では、2020 年３月に「22 世紀の庄原の森林ビジョン」を策定しました。庄原市としては今後、『～森林と人のみらいをつくり続ける、「儲かる循環型林業」の実現～』に向けた各種取り組みを進めていきます。

22 世紀の庄原の森林のイメージ

庄原の森林の到達点

①環境に貢献する持続可能な林業
②経営が成り立つ自立した林業
③みらいを担う人を育む林業

（３）生物多様性の保全

多くの市民が、最近見かけなくなったと思う動物として、ホタルやドジョウなど、地域に以前から生息していた希少な生き物をあげています。

一方で、森林整備については、目標を達成しておらず、今後も引き続き、森林経営計画などに基づいた着実な森林整備の実施に努めていく必要があります。

将来にわたって美しい自然環境を引き継いでいくため、その基盤となっている生物多様性の確保が課題となっています。

本市の豊かで貴重な自然環境と調和する快適な環境づくりに向け、国指定特別天然記念物の「オオサンショウウオ」や市指定天然記念物の「節分草」などの生息環境を保全するとともに、特定外来生物 に関する情報提供を継続して実施するなど、生物多様性の保全に関する意識と認識向上の啓発を進めます。

オオサンショウウオ

- ◆ 生物多様性に関する情報提供と啓発
- ◆ 特定外来生物に関する情報提供と啓発
- ◆ 自然環境保全活動の推進

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- 身近な動植物の生息環境に関心を持ち、理解を深めます。
- 身近な動物・植物の乱獲や不法採取は行いません。
- 特定外来生物による生態系への影響について理解を深め、安易な取得や移動、放棄はしません。
- 生物多様性について関心を持ち、理解を深めるよう、環境学習などに参加します。
- 市民参加型の動植物調査に参加・協力します。
- 身近な自然環境の保全活動に積極的に参加します。

事業者の取り組み

- ♦ 開発にあたっては、地域の生物の生息情報の収集を行い、生物多様性の保全の観点から、動植物の生息環境の保全に十分留意します。
- ♦ 地域の自然環境に配慮した事業活動を行います。

市の取り組み

- ○ 地域の動植物の保全・保護のため、今後も継続して分布や生態についての生息実態の把握と市民等への情報の提供に努めます。
- ○ 地域の動植物の保全・保護のため、「アライグマ・ヌートリア防除従事者養成講座」を実施し、特定外来生物の捕獲体制の維持による拡散防止に努めます。

【目標指標】

内　容	2019 年度　現況	2025 年度　目標
動植物情報の収集と提供	動植物関連情報収集と保護の実施	情報収集の継続と適切な情報提供の実施
森林整備による生態系の維持	里山林の整備面積 242ha	里山林の整備面積 360ha

［注］：動植物情報の収集と提供、森林整備による生態系の維持における 2025 年度の目標については、広島県の「ひろしま森づくり事業」が今後も継続して実施されることを見込んだ値。

（４）景観の保全と創造

本市では、風致地区に指定された上野池を中心とした上野総合公園と丘陵地一帯の地域のほか、旧庄原市、西城町、東城町、高野町の全域が、大規模行為届出対象地域に指定されています。

本市は、これまで５か所の都市公園を管理しており、市民の憩いの場として親しまれています。このうち、上野総合公園は風致地区内に位置し、「さくら名所 100 選」に選ばれた緑と水が豊かな景観を形成しています。

これらの地域の貴重な資源である景観を、地域が一体となった保全と、さらにより良い景観を創出する仕組みづくりが課題となっています。

地域の自然環境と一体となった、本市の個性豊かな景観を将来にわたって引き継ぐとともに、さらにより良い景観づくりを推進します。

上野総合公園

- ◆ 景観の維持と創出
- ◆ 空き家、空き地対策の推進
- ◆ 地域の美化活動などの推進

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- 里山の整備により里山景観の保全、再生に努めます。
- 庭先の緑化に努めます。
- 地域の自然景観、里山景観と調和した景観の保全、活用、継承に協力します。
- 住宅などの建設や改築などの際には周辺の景観との調和に配慮します。
- 古くから残るまち並み景観の保全と継承に努めます。
- 空き家、空き地の適正管理に努めます。

事業者の取り組み

- ♦ 事業活動にあたり、周辺の景観に配慮するとともに、より良い景観形成に寄与するよう努めます。
- ♦ 「広島県屋外広告物条例」に基づく広告看板などの適正な掲出と維持管理を行います。
- ♦ 古くから残るまち並み景観の保全と継承に努めます。
- ♦ 空き事業所や空き地の適正管理に努めます。

市の取り組み

- ○ 地域の景観に配慮した緑地帯の整備などの景観形成のため、適切な管理を継続し、良好な環境を維持するとともに、市民と協働した景観づくりに努めます。また、新規に計画する施設整備事業等の際は、可能な限り緑を取り入れたゾーン設計を行うなど、景観の向上に配慮します。
- ○ 「庄原市公衆衛生推進協議会」、「漁業協同組合」などの関係団体の協力を得て、全市一斉クリーンキャンペーンや啓発活動の実施など、市民、グループ、環境保全活動団体などの環境保全活動を支援します。
- ○ 歴史的な建造物と一体となったより安全で魅力ある都市基盤施設の整備を図り、賑わいと活力あるまちを目指します。
- ○ 今後も継続して、「道路草刈交付金事業」を活用した地域ぐるみでの市道草刈作業による道路愛護活動を促進します。
- ○ 「庄原市空家等対策条例」に基づき、危険な状態にある空家等への対策を推進するとともに、「庄原市空家等対策審議会」による特定空家等の認定や規準、計画の見直しなどに取り組みます。

【目標指標】

内　容	2019 年度　現況	2025 年度　目標
環境保全活動の実施と市民の参加促進	5,540 人（延べ人数） （63 団体）	6,000 人（延べ人数） （65 団体）

帝釈峡「雄橋」

【生活環境】

Ⅱ　安全・安心、快適なまちづくり

（１）大気環境の保全

大気質の測定結果では、本市の大気環境は良好な状態にあり、豊かな自然に囲まれた本市の空気に対する市民の満足度は非常に高い状況です。

一方で、違法な野焼きの防止に向けた対策を望む意見もあります。

微小粒子状物質や光化学オキシダントについては、国内の排出源だけではなく、国外からの汚染物質の飛来が問題となっています。

引き続き、快適な大気環境を維持していくことが大切です。自動車排気ガスの低減、公共交通機関の利用促進、事業所の監視・指導、違法な野焼きの防止など、快適な生活環境づくりを進めます。

- ◆ 自動車排気ガスなどの低減
- ◆ 公共交通機関の利用促進
- ◆ 違法な野焼き対策

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- 自動車の運転時には、エコドライブを実践します。
- 自家用車の購入や買い替え時は、環境性能の高い車両の購入を検討します。
- 違法な野焼きはしません。
- 大気に関する情報に関心を持つとともに、注意報や警報などの発令時における適切な対応について、県や市のホームページなどで確認します。

事業者の取り組み

- 大気汚染に関する規制・基準を遵守し、汚染物質の排出抑制に努めます。
- 営業車や作業車の運転時には、エコドライブを実践します。
- 工事現場においては、散水や覆いなどにより、粉じんの発生・飛散を防止します。
- 社用車の購入や買い替え時は、環境性能の高い車両の購入やリースを検討します。
- 農業用ビニールなどは適正に処理し、違法な野焼きはしません。
- あぜの草や下枝などの焼却の際には、風向きや周囲の環境に配慮します。

市の取り組み

- ばい煙の排出基準や粉じんの管理基準などについて、今後も継続して法令に基づき対象事業場の監視を実施し、必要な指導を行います。
- 公用車には、引き続き、環境性能の高い車両の計画的な導入を図り、エコドライブの推進と、その普及啓発に努めます。
- 違法な野焼きの禁止について、今後も継続して市民への啓発を図ります。
- 大気に関する観測・監視活動を継続し、注意報や警報などの発令時の市民や事業者の対応について継続した周知徹底を図ります。

【目標指標】

内　容	2019 年度　現況	2025 年度　目標
公用車への環境性能の高い車両の導入	公用車　累計 89 台	公用車　累計 113 台
地域生活バスへの環境性能の高い車両の導入	11 台	17 台

（２）水環境の保全

本市の河川の水質は、環境基準を満たしており、良好な水環境を維持しています。

家庭から出る生活排水やし尿等の汚水処理については、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業により適正に行われています。

これらの事業の推進と市民の意識の向上などにより、水質が環境基準を満たしているものと考えられます。

今後も、下水道等の排水対策を推進するとともに、河川の整備や美化活動、水に関する情報発信を継続的に進め、市民・事業者の意識をさらに高めていく必要があります。

- ◆ 汚水処理事業の推進
- ◆ 情報提供による意識啓発の推進
- ◆ 水質汚濁防止の推進
- ◆ 河川、水路などの美化活動の推進

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- ● 公共下水道や農業集落排水の計画区域内で整備済みの区域では、早期の接続に努めます。
- ● 公共下水道や農業集落排水の計画区域外では、合併処理浄化槽を設置します。
- ● 水を大切にする生活を実践します。
- ● 農作業における水田からの農薬の流出防止に努めます。
- ● 河川、水路などの美化活動などに積極的に参加します。

事業者の取り組み

- ♦ 水質保全に関する規制・基準を遵守し、有害物質や油の流出など水質汚濁事故を防止します。
- ♦ 農作業における水田からの農薬の流出防止に努めます。
- ♦ 畜産事業者は、事業排水や家畜糞尿などを適切に処理します。
- ♦ 地域の河川・水路などの清掃、美化活動に積極的に参加、協力します。

市の取り組み

- ○ 市広報誌、ホームページなどの啓発により、浄化槽の整備をはじめ、公共下水道や農業集落排水への接続による水洗化の促進に努めます。
- ○ 雨水利用など、今後も継続して広報誌やホームページなどの媒体を活用し、水の再利用や有効利用に関する情報提供を行い、節水に対する意識の向上を図ります。
- ○ 今後も継続してパンフレット等の配置、チラシの個別配布を行い、農作業における水田からの農薬流出の防止を啓発します。
- ○ 地域団体に対する広島県のアドプト制度の紹介や、河川の水質改善、河川道の清掃活動などについての検討を行い、市民、環境活動団体、事業者などと連携した環境保全活動の拡大を図ります。

【目標指標】

内　容	2019 年度　現況	2025 年度　目標
水洗化率の向上	水洗化率　66.8%	水洗化率 71.9%

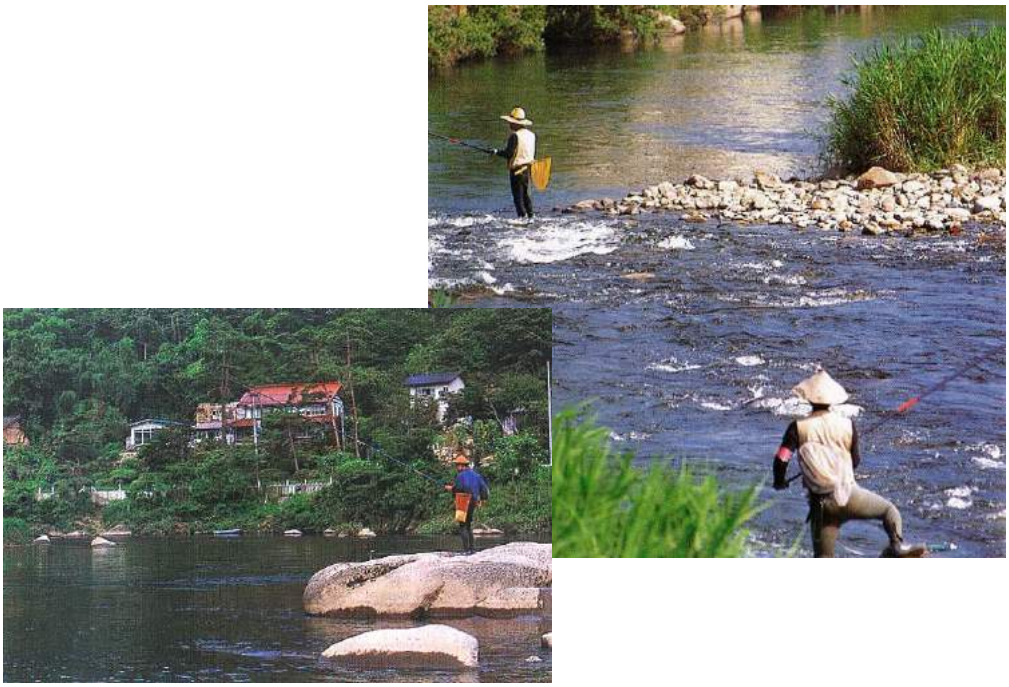

西城川

（３）マナー・モラルの向上

市民の生活環境に対する意見の中でも上位にあるのが、「ポイ捨てや不法投棄」に関する問題です。この問題に対する評価は、「以前と比較して改善はしているが、満足できる状況ではない」とするものでした。

市民の日常生活の中での、マナーやモラルの向上に向けた啓発により、一人ひとりが快適に暮らせるまちづくりを進めることが求められます。

市民・事業者への情報提供や啓発などにより、不法投棄やポイ捨ての防止をはじめ、日常生活の中でのマナーの向上を図り、市民が安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします。

- ◆ 不法投棄などの監視パトロールの強化
- ◆ 多様な情報発信による意識啓発の推進

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- ● ごみの不法投棄やポイ捨てはしません。
- ● 喫煙者は、路上喫煙などをしないように努めます。
- ● ペットのふんの処理など、飼育のマナーを守ります。

事業者の取り組み

- ♦ 廃棄物は適正に処理します。
- ♦ 商品の販売時には、廃棄時の適切な処理方法を購入者に周知徹底します。
- ♦ ペット取扱い事業者は、飼育方法やマナーに関する注意事項を周知徹底します。

市の取り組み

- ○ 「庄原市公衆衛生推進協議会」をはじめ、広島県、警察等と連携し、ごみの不法投棄やポイ捨てなどの防止を推進します。同時に、監視カメラの設置など、不法投棄の監視体制の確立と強化を図ります。
- ○ 喫煙マナーをはじめ、「望まない受動喫煙」に関する啓発を継続して行います。
- ○ 今後も継続して市広報誌、ホームページなど様々な媒体をとおして市民にわかりやすい記事を掲載することで、マナーやモラルの向上に努めます。
- ○ 今後も継続して広報媒体によるペットの飼い方など、飼い主に対するマナーの向上を啓発します。

【目標指標】

内　容	2019 年度　現況	2025 年度　目標
不法投棄監視パトロール	4 回/年	4 回/年

県・警察・市の合同パトロール

【地球環境】（庄原市地球温暖化対策地方公共団体実行計画 区域施策編 内包）

Ⅲ　地球にやさしい循環型のまちづくり（区域施策編）

（１）省エネルギーの推進

≪庄原市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）≫

市民・事業者の省エネルギーや地球温暖化に対する意識は高いものの、すべての人が積極的に取り組んでいるわけではありません。

省エネルギーに関わる市の率先した取り組み、環境教育・環境学習、地球温暖化対策の情報提供、環境にやさしい生活の意識啓発、省エネルギー機器や設備などの情報提供や普及促進などにより市民・事業者の環境保全行動の着実な実践を促し、本市のエネルギー消費量の削減とともに、今後の技術革新等を見込みつつ、2050 年に国全体で、温室効果ガス排出のゼロを目指します。

本市では、「庄原市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に基づき、下記の通り目標を定め、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

【「庄原市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の目標】

- 計画期間：2021年度から2025年度までの5年間。
- 対象ガス：CO_2、CH_4、N_2O、F-gas。
- 対象範囲：産業部門（製造業、非製造業）、民生部門（家庭、業務その他）、運輸部門（自動車、鉄道）及び廃棄物分野。
- 削減目標：2030年度時点で、2013年度（基準年度）と比較して26.0%削減。また、2025年には、18.4%削減。

［注］2次計画の温室効果ガス削減の目標については、温室効果ガスの削減に向けた施策が実施された場合に期待される温室効果ガス削減ポテンシャルを基に、中期目標（2030年度）を基準年比▲26%に設定しました。現在、国は「地球温暖化対策計画」の見直し作業を進めていますが、本計画策定時点で新たな削減目標が示されていないため、2次計画の目標を踏襲し、施策を推進していくこととします。

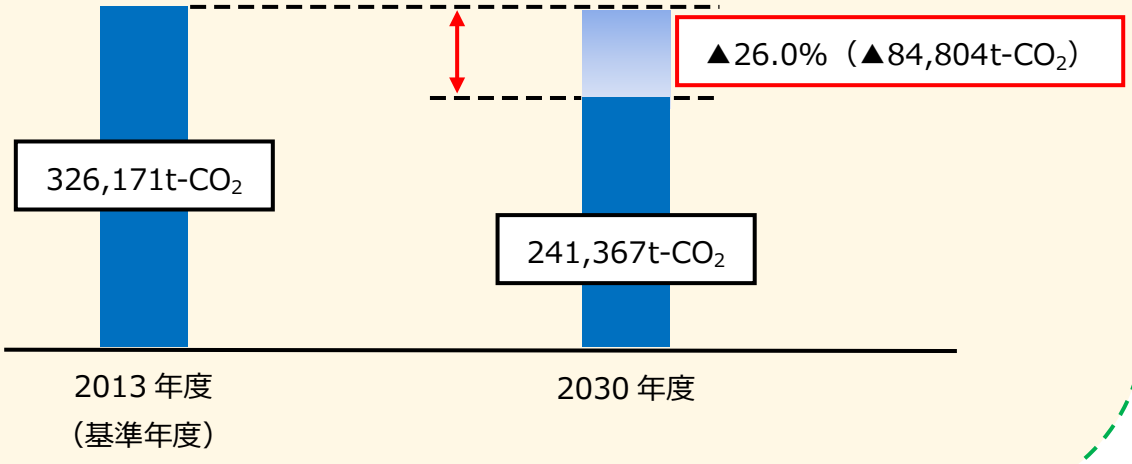

コラム　菅内閣総理大臣所信表明演説について

所信表明演説（抜粋）（2020 年 10 月 26 日 第 203 回臨時国会）

菅政権では、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力してまいります。

我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。

もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。

鍵となるのは、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションです。実用化を見据えた研究開発を加速度的に促進します。規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めるとともに、脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど、総力を挙げて取り組みます。環境関連分野のデジタル化により、効率的、効果的にグリーン化を進めていきます。世界のグリーン産業をけん引し、経済と環境の好循環をつくり出してまいります。

省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します。

実現に向けた今後の取り組み（2020 年 12 月 4 日会見より抜粋）

2050 年カーボンニュートラルは、我が国が世界の流れに追いつき、一歩先んじるためにどうしても実現をしなければならない目標です。環境対応は、もはや経済成長の制約ではありません。むしろ、我が国の企業が将来に向けた投資を促し、生産性を向上させるとともに、経済社会全体の変革を後押しし、大きな成長を生み出すものです。環境と成長の好循環に向けて発想の転換を行うため、過去に例のない２兆円の基金を創設し、野心的なイノベーションに挑戦する企業を今後 10 年間、継続して支援します。無尽蔵にある水素を新たな電源として位置付け、大規模で低コストな水素製造装置を実現します。水素飛行機や水素の運搬船も開発します。

脱炭素の鍵となる電化にどうしても必要なのが蓄電池です。電気自動車や再生可能エネルギーの普及に必要な低コストの蓄電池を開発します。排出した二酸化炭素も、カーボンリサイクルの技術を使い、プラスチックや燃料として再利用をします。

これらを政府が率先して支援することで、民間投資を後押しし、240 兆円の現預金の活用を促し、ひいては 3,000 兆円とも言われる世界中の環境関連の投資資金を我が国に呼び込み、雇用と成長を生み出します。

また、自動車から排出される CO_2 をゼロにすることを目指し、電気自動車などを最大限導入していくための制度や規制を構築します。

- ◆ 省エネルギーの率先した実践
- ◆ 優良事例や機器・設備の情報提供
- ◆ 地球温暖化など地球環境に関する情報提供
- ◆ 地球環境に関するセミナーや学習会などの開催

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- 住宅や家電は、省エネルギー効率の高いものを選びます。
- 日常の生活の中で、緑のカーテン、打ち水、よしずの利用など、省エネルギー対策を実践します。
- 公共交通機関や自転車の利用など、温室効果ガスを可能な限り排出しない生活スタイルを実践します。
- 自宅の新築や改築にあたっては、断熱や採光など省エネルギーに配慮した設備を採用するよう努めます。
- フードマイレージの観点から地域の農産物を購入する地産地消を心がけます。
- エネルギーや地球環境に関するセミナーや地域の学習会に参加します。

事業者の取り組み

- ♦ 事業所内での省エネルギーに取り組むとともに、建物や設備の省エネ改修を検討します。
- ♦ 事業の特性に応じて環境マネジメントシステムの導入を検討します。
- ♦ 社用車の購入や買い替え時は、環境性能の高い車両の購入やリースを検討します。
- ♦ ビル等のエネルギー使用量を最適に管理するシステム（BEMS）の導入を検討します。
- ♦ フードマイレージの観点から、地産地消に努めます。

市の取り組み

- ○ 大規模改修を予定している庄原市民会館については、太陽光発電設備を取り入れた整備を行います。
- ○ 市が導入する公用車については、電気自動車（EV）の調達を進めます。
- ○ 老朽化等により効率の低下した空調・給湯設備について、高効率な機器への更新を進めます。また、地域産材を利用することによる輸送コストの縮小を図ります。
- ○ 家庭での省エネルギー化を促進するため、今後も継続して企業と連携しながら「リサイクルフェスタ」等のイベントで、省エネ機器に関する情報提供を行います。
- ○ 公共交通機関や自転車などの利用や環境性能の高い自動車への転換を促進します。
- ○ 家庭や事業所における「うちエコ診断」をはじめとした省エネや節電などの意識啓発、温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを推進します。
- ○ 今後も継続して「リサイクルフェスタ」等のイベントで、地球温暖化関連ブースを設けるなど、市民の意識の向上をめざします。

【目標指標】

内　容	2019 年度　現況	2025 年度　目標
温室効果ガスの削減	【区域施策】 温室効果ガス 削減　▲9.3% 【事務事業】 温室効果ガス 削減　▲2.0	【区域施策】温室効果ガス 削減　▲18.4% 【事務事業】温室効果ガス 削減　▲5.0%

コラム　地産地消

地産地消のメリット

地産地消は、「地域で生産されたものをその地域で消費すること」ですが、それにはどのようなメリットがあるのでしょう。

消費者のメリット

- 新鮮で安心な『旬の食材』を味わえる
- 地域の食文化を伝える食育につなげることができる
- 規格外の食材を安く購入できる
- 生産者の顔が見えるので安心
- 食べ方や栽培方法を聞くなど、生産者との交流もできる

生産者のメリット

- とれたての新鮮な食材を提供できる
- 規格外のものも販売できる
- 消費者のニーズを知り、生産性を高めることができる
- 流通コストの削減により、所得向上につながる
- 第１次産業に対する理解が深まる

地域のメリット

- 地域の農業などの第１次産業の活性化につながる
- 遊休農地や耕作放棄地の活用につながる

地球環境のメリット

- 輸送距離を短くして温室効果ガスを削減する（フードマイレージ）

このように、地産地消は、消費者、生産者、地域の経済や環境保全、さらに地球環境にもやさしいというメリットがあることから各地で積極的に推進されています。

（2）3R の推進

本市の 2019 年度のごみの総排出量は 9,793 t で、2014 年度と比較し、390 t 減少しています。また、市民一人一日当たりの排出量は 40 g 増加しています。

2019 年度のリサイクル率は 40.2%で、全国平均 19.9%、広島県平均 20.6%を大きく上回っています。

市民や事業者のアンケートでは、環境にやさしい行動として、ごみに関するものが比較的上位に位置しており、取り組みに向けた意識の高さが垣間見えます。

今後も、環境教育・環境学習や市民・事業者への啓発活動などをとおして、3R（ごみを、減らす「リデュース（Reduce）」、繰返し使う「リユース（Reuse）」、再び資源として使う「リサイクル（Recycle）」）のさらなる推進を図ります。

- ◆ 3R の啓発の強化
- ◆ ごみ減量化とリサイクル推進の仕組みづくり

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- 「もったいない」の気持ちで自らの生活を見直し、ごみの排出量の削減、再使用、再利用に努めます。
- 賞味期限切れや食べ残しなどにより排出される食品を出さないようにします。（食品ロス）
- 生ごみ処理機を活用して、日常の生活の中でごみを減らす取り組みを進めます。
- 市広報誌、ホームページなどの情報を参考に、ごみの問題に対する理解を深めます。
- 買い物にはマイバッグを利用し、レジ袋の削減を実践します。
- 資源ごみは、品目を徹底して分別し、排出時の汚れ除去など、資源化に努めます。
- リサイクル製品を積極的に使用します。

事業者の取り組み

- ♦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づいて、事業系廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、自らの責任において適正に処理します。
- ♦ 小売業においては、マイバッグ運動の推進、ばら売りや量り売り、過剰包装の抑制などに取り組みます。
- ♦ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）に基づいて、発生抑制・再生利用・熱回収・減量など適切に処理します。
- ♦ エコマーク商品など、環境にやさしい商品を積極的に取り扱います。
- ♦ 製造工程の技術開発などにより、製品の長寿命化、軽量化、薄型化など、廃棄物の発生抑制に取り組みます。
- ♦ 廃棄物に対する関心、理解を深め、循環型社会の構築に向けた事業に積極的に参加、協力します。

市の取り組み

- ○ 買い物時などのマイバッグ利用の普及や市民のごみ減量化に向けた意識を醸成するため、今後も継続して市広報誌、ホームページ、フェイスブックなどを通してわかりやすい積極的な情報発信に努めます。
- ○ 市民・事業者に向け、生ごみ処理機器の補助金の推進と同時に、食品ロスの削減を啓発します。
- ○ 広報誌への分別の方法の掲載をはじめ、出前トークの開催など、ごみの分別の徹底に関する周知を図り、循環型社会の実現に向けた３Ｒを推進します。
- ○ 「リサイクルフェスタ」や出前トークなどのイベントでの啓発、「再生資源物回収報奨金」による団体への支援の実施をとおして、市民・事業者の３Ｒの取り組みを推進します。
- ○ 出前トークや「庄原市リサイクルプラザ」を市民の学習の場として、ごみ処理の現状や問題点などの情報を積極的に発信し、市民の関心を高めます。
- ○ 今後も継続して「生ごみ処理機器購入補助金制度」を活用し、生ごみの減量に努めます。

庄原市環境政策課

【目標指標】

内　容	2019 年度　現況	2025 年度　目標
リサイクルの推進	リサイクル率　21.4%	リサイクル率　29.0%
ごみの減量化	ごみの総排出量 9,793 t	ごみの総排出量 8,658 t

［注］：リサイクル率は、ごみ固形燃料化（RDF）されたものを除く。

参考：食品リサイクル・ループ

近年、食品廃棄物の排出量が増加しており、その多くが焼却処理されています。『食品リサイクル・ループ』は、食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画の取り組みの一環で、地域で完結する循環型モデルのことです。

食品工場や店舗などの食品関連事業者から排出された惣菜や野菜くずなどの食品残渣を収集し、再生利用事業者が特定肥飼料等に加工、特定肥飼料等は農林漁業者等に運ばれます。その特定肥飼料等を使って育てられた農畜水産物等を食品関連事業者が利用する、という食品の無駄のない循環システムが『食品リサイクル・ループ』です。

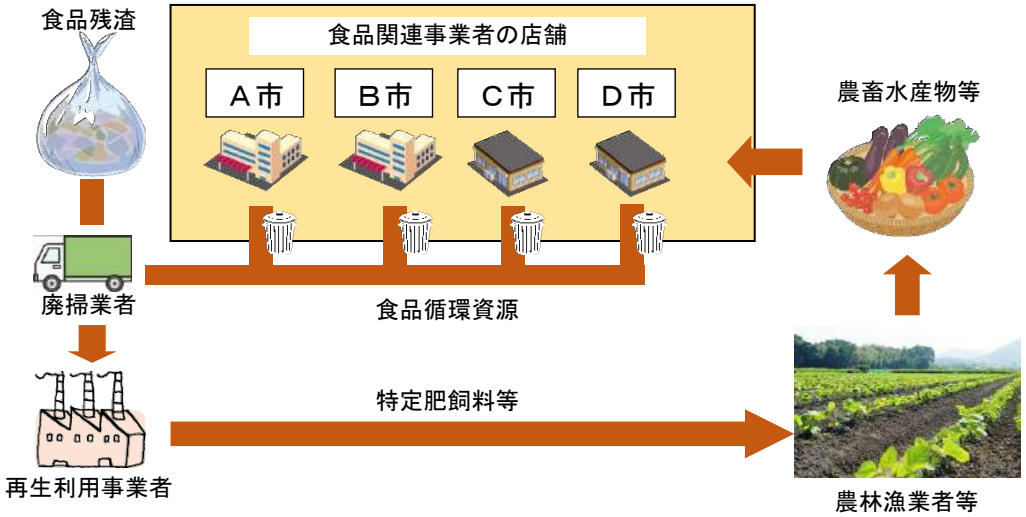

コラム　食品ロスの削減

食品ロスとは？　なぜ食品ロスの削減が必要なの？

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本では、年間約 2,550 万トン（2017 年度推計）の食品廃棄物が出されています。

このうち、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は年間約 612 万トン（2017 年度推計）です。

また、家庭における一人当たりの食品ロスは、１年間で約 48kg と試算されます。これは、日本人１人当たりが毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てているのと同じ量になります。

大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。

食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

＜食品ロスの問題＞
・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2015 年９月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文
・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記
➡多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第２条）
まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第３条～第７条）
国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第８条）
食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第９条）
食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10 月）を設ける

基本方針等（第 11 条～第 13 条）
・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第 14 条～第 19 条）
①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
②食品関連事業者等の取組に対する支援
③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第 20 条～第 25 条）
内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

施行期日：公布日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日

資料：食品ロスの削減の推進に関する法律（概要）　　消費者庁

（3）その他地球環境の保全

地球環境の保全には、省エネルギーによる二酸化炭素排出量の削減以外にも、フロンガスによるオゾン層の破壊や大気汚染物質による酸性雨などの防止対策が必要です。

温室効果の高い特定フロン、代替フロン等を含むフロンガスについて、法律に基づく適正な管理を徹底するとともに、化石燃料の使用量の削減により、二酸化炭素や一酸化二窒素などの削減を推進します。

- ◆ オゾン層破壊防止対策の推進
- ◆ 酸性雨防止対策の推進

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- ● 地元産の農産物や水産物を積極的に購入し、地産地消に取り組みます。
- ● フロン回収が適切に行えるよう、「家電リサイクル法」を遵守します。

事業者の取り組み

- ♦ フードマイレージの考え方に基づき、地産地消を推進し、環境問題に取り組みます。
- ♦ 産業廃棄物の減量化や再利用に努めます。
- ♦ 事業活動に関わる化石燃料の使用量削減などにより、温室効果ガスや酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出削減に努めます。
- ♦ フロン回収が適切に行えるよう、「フロン排出抑制法」を遵守します。

市の取り組み

- ○ フードマイレージの考え方に基づき、「庄原市地産地消推進店」の登録店舗の拡大に努めると同時に、食育関係課や支所と連携した普及啓発を進めます。
- ○ オゾン層を破壊するフロン類の大気中への排出を抑制するため、「フロン排出抑制法」についての普及啓発に努めます。

【環境教育・環境学習、環境保全活動】

Ⅳ　地域で取り組む環境づくり

（１）環境教育・環境学習の推進

本市は、中国山地の山々と帝釈峡などの特徴的な景観、また、希少な動植物が生息する自然環境に恵まれ、豊かな里山と人々が共生してきたまちです。

本市の特徴的な自然や景観、里山の環境を将来にわたって維持、向上させ、持続的に発展させていくためには、市民一人ひとりが地域の環境について学び、理解を深めるとともに、将来、環境に配慮した行動のできる人材を育成していくことが重要です。

高校生へのアンケートでは、庄原市の環境教育や環境学習のあり方について、学校での子どもたちへの環境教育を充実させることを望む意見がありました。

学校のほか、森林・農地・身近な地域の公園や河川など様々な場において、環境教育・環境学習の機会を充実させ、市民一人ひとりが自主的に行動していくことが求められます。

- ◆ 次代を担う環境教育・環境学習の推進
- ◆ 地域と連携した体験学習等の開催
- ◆ 環境保全活動を担う人材の育成

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- ● 身近な地域での環境教育・環境学習に参加します。
- ● 市内の環境について関心を高め、理解を深めます。

事業者の取り組み

- ♦ 施設見学や出前教室の講師など、地域の環境教育・環境学習に協力します。
- ♦ 地産地消を推進し、地域の伝統ある食文化を子どもたちに伝えていきます。
- ♦ 身近な場所での自然学習などに協力します。

市の取り組み

- ○ 「森林体験交流施設」を拠点として様々な森林体験プログラムを実施することにより、山林や木材に親しむ機会を増やし、森林への理解と関心を高めるとともに、林業を担う人材の育成を進めます。
- ○ 「比和自然科学博物館」で、博物館公開講座や博物館学校連携事業を中心とした自然体験学習を引き続き推進します。
- ○ 「庄原市公衆衛生推進協議会」と連携したとうもろこしの収穫体験や川の生き物についての水辺教室の実施など、地域の自然の中で学ぶ自然体験学習を支援します。
- ○ ごみ処理施設の見学会など、市内の保育園児や小学生が環境を学ぶ機会を充実します。
- ○ 「庄原市公衆衛生推進協議会」と連携した環境保全活動を担う人材の育成に取り組みます。

【目標指標】

内　容	2019 年度　現況	2025 年度　目標
環境学習リーダーの育成	4 人	5 人

水辺教室

（２）環境保全活動の推進

本市では、市民・事業者、さらには自治振興区や民間ボランティア団体による環境美化活動などが行われており、市はそれぞれの活動を支援してきました。より効果的にこれらの活動を支援していくため、各種団体などとの連携を強化していくことが必要です。

また、これらの活動をリードしていく人材の育成を進めていく必要があります。

- ◆ 各種団体等との連携による環境保全活動等の推進
- ◆ 人材育成の推進

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- ● 市広報誌、ホームページなどの情報から地域の環境について理解を深めます。
- ● テレビや新聞、雑誌、インターネットなどを利用し、環境問題やエネルギー問題について認識を高めます。
- ● 身近な自然観察会、環境に関する勉強会などに積極的に参加します。
- ● 地域の美化活動や様々な環境保全活動に積極的に参加します。

事業者の取り組み

- ♦ 環境・エネルギーに関する講習会やイベントに積極的に参加し、知識と理解を深めます。
- ♦ 環境問題やエネルギー対策等の社内研修会を開催するなど、環境問題に対する従業員の意識向上に努めます。
- ♦ 事業所の状況、事業活動の特性に応じた環境保全活動を積極的に実践します。
- ♦ 地域が一体となった環境保全活動への積極的な参加と協力に努めます。

市の取り組み

- ○ 市広報誌、ホームページなどをとおして地域の環境に関する情報を提供します。また、地域を限定した情報については、住民告知端末を使用するなど、工夫を行いつつ、継続した情報提供に取り組みます。
- ○ 今後も継続して「広島県北部地域環境活動推進協議会」の活動に参加し、他団体との連携を図りながら環境保全活動を推進します。
- ○ 今後も継続して「庄原市公衆衛生推進協議会」と連携し、全市一斉クリーンキャンペーンや清掃活動等の環境保全活動を推進します。
- ○ 「庄原市河川美化推進委員会」において、関係住民や協力団体と連携し、庄原市内の河川の浚渫工事・堆積土砂撤去の要望、河川の水質改善、河川道の清掃活動などについて検討を行います。
- ○ 各自治会と連携し、今後も継続して環境についての知識を持つ人を増やしていくことで、環境保全活動を担う人材の発掘に努めます。

第５章　計画の推進

１．計画の推進体制

本計画の推進は、市民・事業者及び市との連携と協働のもと、効果的な推進を図ります。

市民・事業者及び学識経験者などの委員で構成する「庄原市環境委員会」は、計画推進の外部機関として、環境施策の進捗状況を確認するとともに、地域を取り巻く環境の変化などを考慮し、必要と認めた場合は、環境施策及び目標指標の見直しに関する意見・提案を行います。

庁内においては、各関係部署（担当者）で構成する「環境建設施策推進会議」を中心に推進します。環境施策の実施状況及び指標目標の達成状況は、計画期間中の毎年度の実績を確認・評価し、施策の内容及び目標の見直しを行います。

また、必要に応じて、専門的な知見を有する有識者、大学などの研究機関、周辺自治体、国・県の関係機関などとの連携をとります。

計画の推進体制

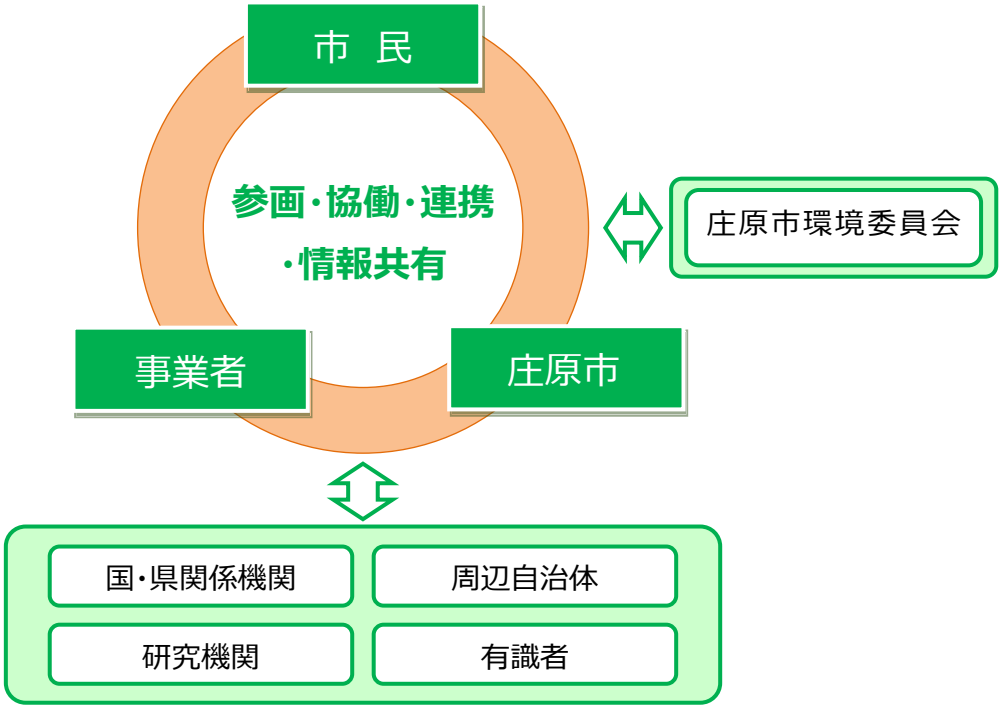

２．計画の進行管理

環境基本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況の確認、状況に応じた調整など、計画の実効性を確保するために、適切な進行管理を行う必要があります。

本計画の進行管理は、PDCA サイクルにより行います。PDCA とは、下の図のように、PLAN（計画）→DO（実施・運用）→CHECK（点検・評価）→ACT（見直し）の４段階を繰り返すことによって、事業の継続的な改善を図るものです。PDCA の大きなサイクルとともに、プロセス間の小さなサイクル（調整）を確実に行うことで、全体の実効性を高めるとともに、施策推進の円滑化を図ります。

計画の進行管理（PDCA）

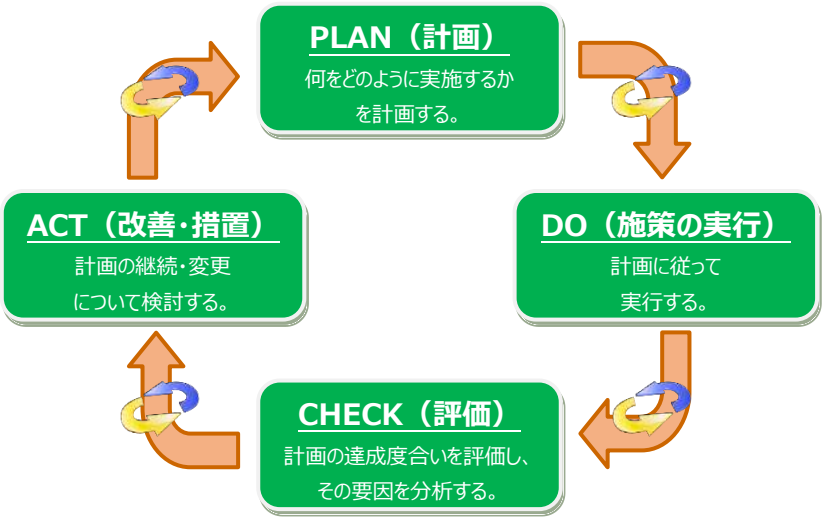

3．目標指標一覧

Ⅰ　里山と暮らすまちづくり

内　容	2019 年度　現況	2025 年度　目標
中山間地域等直接支払制度取り組み可能地実施割合	83.10%	85.0%
鳥獣バッファーゾーン整備の推進	バッファーゾーン整備　87ha	バッファーゾーン整備　140ha
森林経営計画などによる森林整備	森林経営計画面積　7,475ha	森林経営計画面積　6,600ha
動植物情報の収集と提供	動植物関連情報収集と保護の実施	情報収集の継続と適切な情報提供の実施
森林整備による生態系の維持	里山林の整備面積　242ha	里山林の整備面積　360ha
環境保全活動の実施と市民の参加促進	5,540 人（延べ人数）（63 団体）	6,000 人（延べ人数）（65 団体）

Ⅱ　安全・安心、快適なまちづくり

内　容	2019 年度　現況	2025 年度　目標
公用車への環境性能の高い車両の導入	公用車　累計 89 台	公用車　累計 113 台
地域生活バスへの環境性能の高い車両の導入	11 台	17 台
水洗化率の向上	水洗化率　66.8%	水洗化率 71.9%
不法投棄監視パトロール	4 回/年	4 回/年

Ⅲ　地球にやさしい循環型のまちづくり（区域施策編）

内　容	2019 年度　現況	2025 年度　目標
温室効果ガスの削減	【区域施策】 温室効果ガス削減　▲9.3% 【事務事業】 温室効果ガス削減　▲2.0%	【区域施策】 温室効果ガス削減　▲18.4% 【事務事業】 温室効果ガス削減　▲5.0%
リサイクルの推進	リサイクル率　21.4%	リサイクル率　29.0%
ごみの減量化	ごみの総排出量 9,793 t	ごみの総排出量 8,658 t

Ⅳ　地域で取り組む環境づくり

内　容	2019 年度　現況	2025 年度　目標
環境学習リーダーの育成	4 人	5 人

［注 1］：鳥獣バッファーゾーン整備の推進における 2025 年度の目標については、広島県の「ひろしま森づくり事業」が今後も継続して実施されることを見込んだ値。
［注 2］：森林整備による生態系の維持における 2025 年度の目標については、広島県の「ひろしま森づくり事業」が今後も継続して実施されることを見込んだ値。
［注 3］：リサイクル率は、ごみ固形燃料化（RDF）されたものを除く。